

第3号議案

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和41年宮城県教育委員会規則第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月16日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正の概要

1 改正内容

(1) 本庁各課室の分掌事務の変更に係る関係規定の改正

① 教育企画室及び高校教育課の再編

県立高等学校再編に係る計画立案から推進までの事務を一体的に取り組むため、教育企画室から高校教育課へその事務を移管することから、関係規定を改正する。

② 高校財務・就学支援室の新設

高等学校の管理運営に関する事務を強化するため、高校財務・就学支援室を新設することから、関係規定を改正する。

【改正：第7条，第8条の2，第11条，第12条，第12条の2，第15条の2，別表第二関係】

(2) 職員の職に関する関係規定の改正

① 職に充てる職員の見直し

これまで総括課長補佐の職は、事務職員をもって充てることとしていたが、今後、技術職員を充てることも想定されることから、関係規定を改正する。

② 職の新設

令和5年4月1日から実施される職員の定年引上げにおいて、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）が導入されることに伴い、海洋総合実習船の船長が役職定年となった場合に、就任する職を新たに設置する必要があることから、関係規定を改正する。

【改正：第17条，第29条の4，第29条の5，第29条の6，別表第7関係】

(3) 県立学校の新設及び校名の変更に係る関係規定の改正

① 県立学校の新設

令和5年4月1日から、宮城県大河原産業高等学校が開校することから、関係規定を改正する。

② 県立学校の校名の変更

令和5年4月1日から、宮城県志津川高等学校が宮城県南三陸高等学校に校名を変更することから、関係規定を改正する。

【改正：第26条関係】

(4) 文言の整理に係る改正

① 関係法令の改正

関係法令の改正に伴い条ずれが発生することから、関係規定を改正する。

② 文言の整理

体裁を整えるため、関係規定を改正する。

【改正：目次，第11条，第15条の2，別表第二関係】

2 施行期日

令和5年4月1日

ただし、一部の文言整理については、公布の日から施行する。

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条・第七条の二」に、「第十五条」を「第十五条の二」に、「第十九条」を「第十九条の二」に、「地方機関等」を「地方機関」に、「第二十九条の五」を「第二十九条の六」に、「管理委託している」を「指定管理者に管理を行わせる」に改める。

第七条中「高校教育課」の下に「高校財務・就学支援室」を加える。

第八条の二中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とする。

第十一条第一号及び第二号中「教育企画室」を「高校教育課」に改め、同条第五号中「義務教育学校（）」の下に「高校教育課及び」を加える。

第十二条中第三号及び第四号を削り、第二号を第四号とし、同条第一号中「高等学校」の下に「及び県立中学校」を加え、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 高等学校及び県立中学校の組織編制及び収容定員に関する事。

第十二条に第一号として次の一号を加える。

一 県立高校将来構想の推進に関する事。

第十二条中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 中高一貫教育の推進に関する事。

第十二条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同条に次の一条を加える。

（高校財務・就学支援室）

第十二条の二 高校財務・就学支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 高等学校及び県立中学校の管理運営に関する事。

二 高等学校卒業程度認定試験に関する事。

三 奨学及び育英に関する事。

第十五条の二第一項中「において」の下に「処理し、高校財務・就学支援室の庶務は、高校教育課において」を加え、同条第二項中「総務課」の下に「及び高校教育課」を、「第十三条の五」の下に「まで」を加え、「による」を「により」に改め、同条第三項中「課長は」の下に「教育企画室の室

長に対し、高校教育課の課長は高校財務・就学支援室の室長に対し、「教育企画室の室長に対し」を削る。

第十七条第四項中「事務職員を」を「事務職員又は技術職員を」に改める。

第二十六条の表中

宮城県大河原商業高等学校	柴田郡大河原町
宮城県柴田農林高等学校	

を

宮城県大河原商業高等学校	柴田郡大河原町
宮城県柴田農林高等学校	
宮城県大河原産業高等学校	

に、

宮城県志津川高等学校

を

宮城県南三陸高等学校

に改める。

第二十九条の五を第二十九条の六とし、第二十九条の四第一項中「前条」を「前二条」に改め、同条を第二十九条の五とし、第二十九条の三の次に次の一条を加える。

2 技術次長は、必要と認めるときは、海洋総合実習船に技術次長を置くことができる。

3 技術次長は、技術職員をもつて充てる。
技術次長は、上司の命を受け、海洋総合実習船における専門的事項に関し、船長を補佐する。

別表第一中「第二十九条の五」を「第二十九条の六」に改める。
 別表第二第二号の表を次のように改める。
 二 条例によるもの

名称	担当事務	主管課
宮城県教育委員会指定管理者選定委員会	公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第九条第三項の規定による指定管理者の選定に関すること。	総務課
宮城県教育振興審議会	教育振興審議会条例（平成二十年宮城県条例第三号）第一条の規定による教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及び当該計画に関する重要な事項の調査審議に関すること。	教育企画室
宮城県指導力不足等教員審査委員会	指導力不足等教員審査委員会条例（平成十七年宮城県条例第九号）第一条の規定による児童又は生徒に適切な指導ができない教員の取扱いに関する審議に関すること。	教職員課
宮城県産業教育審議会	産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十二条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議	高校教 育課

<p>就学支援審議会</p>	<p>宮城県いじめ防止対策調査委員会</p>	<p>県立高等学校将来構想審議会</p>	<p>高等学校入学者選抜審議会</p>	
<p>就学支援審議会条例（昭和五十年宮城県条例第二十七号）第一条の規定による障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学に係る教育支援に関する重要事項</p>	<p>いじめ防止対策調査委員会条例（平成二十六年宮城県条例第六号）第二条の規定によるいじめ防止等のための有効な対策に関する事項、重大事態その他の県立学校に在籍する児童等に係るいじめの事案の調査審議に関すること。</p>	<p>県立高等学校将来構想審議会条例（平成二十年宮城県条例第四号）第一条の規定による県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定及び当該構想に関する重要事項の調査審議に関すること。</p>	<p>高等学校入学者選抜審議会条例（昭和二十八年宮城県条例第四十号）第一条の規定による高等学校の通学区域、入学者の選抜及び学力検査問題の作成に関する重要事項の調査審議に関すること。</p>	<p>に関すること。</p>
<p>特別支援教育課</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	

宮城県図書館協議会	宮城県社会教育委員	宮城県生涯学習審議会	宮城県特別支援教育将来構想審議会	
図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十四条第二項の規定による図書	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十七条の規定による社会教育に関する重要事項についての教育委員会に対する助言及び意見の具申に関すること。	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十条第二項及び第三項の規定に基づく生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関すること。	特別支援教育将来構想審議会条例（平成二十五年宮城県条例第六号）第一条の規定による特別支援教育の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定、当該構想に係る施策の成果及び課題の検証その他当該構想に関する重要事項の調査審議に関すること。	の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関すること。
同	同	生涯学習課	同	

附 則

<p>宮城県多賀城跡調査研究委員会</p>	<p>東北歴史博物館協議会</p>	<p>文化財保護審議会</p>	<p>宮城県美術館協議会</p>	
<p>多賀城跡調査研究委員会条例（平成十七年宮城県条例第十三号）第一条の規定による特別史跡多賀城跡附寺跡の調査研究事業に関する重要事項の調査審議に関すること。</p>	<p>博物館法第二十三条第二項の規定による歴史博物館の運営に関する重要事項の調査審議及び意見の具申に関すること。</p>	<p>文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十条第三項の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する建議に関すること。</p>	<p>博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十三条第二項の規定による美術館の運営に関する重要事項の調査審議及び意見の具申に関すること。</p>	<p>館の運営に関する重要事項の調査審議及び図書館奉仕に関する意見の具申に関すること。</p>
<p>同</p>	<p>同</p>	<p>文化財課</p>	<p>同</p>	

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、目次及び第十一条第五号の改正規定並びに第十五条の二第二項の改正規定（「総務課」の下に「及び高校教育課」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

改正案（新）	現行（旧）	備考
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条の二）</p> <p>第二章 本庁</p> <p>第一節 組織（第七条・第七条の二）</p> <p>第二節 事務分掌（第八条―第十五条の二）</p> <p>第三節 職制（第十六条―第十九条の二）</p> <p>第三章 地方機関</p> <p>第一節 組織及び事務分掌（第二十条―第二十二条）</p> <p>第二節 職制（第二十三条―第二十五条）</p> <p>第四章 教育機関</p> <p>第一節 学校（第二十六条―第二十九条の六）</p> <p>第二節 学校以外の教育機関</p> <p>第一款 組織及び事務分掌（第三十条―第三十五条の五）</p> <p>第二款 職制（第三十六条―第三十九条）</p> <p>第五章 附属機関（第四十条）</p> <p>第六章 指定管理者に管理を行わせる公の施設（第四十一条）</p> <p>第七章 雑則（第四十二条・第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条から第六条の二まで （略）</p> <p>第二章 本庁</p> <p>第一節 組織</p> <p>（課、室の設置）</p> <p>第七条 本庁に総務課、教育企画室、福利課、教職員課、義務教育課、高校教育課、高校財務・就学支援室、特別支援教育課、施設整備課、保健体育安全課、生涯学習課及び文化財課を置く。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条の二）</p> <p>第二章 本庁</p> <p>第一節 組織（第七条）</p> <p>第二節 事務分掌（第八条―第十五条）</p> <p>第三節 職制（第十六条―第十九条）</p> <p>第三章 地方機関等</p> <p>第一節 組織及び事務分掌（第二十条―第二十二条）</p> <p>第二節 職制（第二十三条―第二十五条）</p> <p>第四章 教育機関</p> <p>第一節 学校（第二十六条―第二十九条の五）</p> <p>第二節 学校以外の教育機関</p> <p>第一款 組織及び事務分掌（第三十条―第三十五条の五）</p> <p>第二款 職制（第三十六条―第三十九条）</p> <p>第五章 附属機関（第四十条）</p> <p>第六章 管理委託している公の施設（第四十一条）</p> <p>第七章 雑則（第四十二条・第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条から第六条の二まで （略）</p> <p>第二章 本庁</p> <p>第一節 組織</p> <p>（課、室の設置）</p> <p>第七条 本庁に総務課、教育企画室、福利課、教職員課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、施設整備課、保健体育安全課、生涯学習課及び文化財課を置く。</p>	<p>・文言の整理</p> <p>・室の新設</p>

第七条の二 (略)

第二節 事務分掌

第八条 (略)

(教育企画室)

第八条の二 教育企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 教育行政に関する総合的な企画及び立案に関すること。

二 教育行政の情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

第九条及び第十条 (略)

(義務教育課)

第十一条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 小学校、中学校(高校教育課の分掌に係るものを除く。)、義務教育学校、中等教育学校及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。

二 小学校、中学校(高校教育課の分掌に係るものを除く。)及び義務教育学校の学級編制及び教職員定数に関すること。

三・四 (略)

五 小学校、中学校及び義務教育学校(高校教育課及び特別支援教育課の分掌に係るものを除く。)並びに幼稚園の教育課程に関すること。

六から十まで (略)

(高校教育課)

第七条の二 (略)

第二節 事務分掌

第八条 (略)

(教育企画室)

第八条の二 教育企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 教育行政に関する総合的な企画及び立案に関すること。

二 県立高校将来構想の推進に関すること。

三 高等学校及び県立中学校の組織編制及び収容定員に関すること。

四 県立中学校の設置及び廃止に関すること。

五 教育行政の情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

第九条及び第十条 (略)

(義務教育課)

第十一条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 小学校、中学校(教育企画室の分掌に係るものを除く。)、義務教育学校、中等教育学校及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。

二 小学校、中学校(教育企画室の分掌に係るものを除く。)及び義務教育学校の学級編制及び教職員定数に関すること。

三・四 (略)

五 小学校、中学校及び義務教育学校(特別支援教育課の分掌に係るものを除く。)並びに幼稚園の教育課程に関すること。

六から十まで (略)

(高校教育課)

・分掌事務の変更

・分掌事務の変更及び文言の整理

第十二条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県立高校将来構想の推進に関すること。
- 二 高等学校及び県立中学校の設置及び廃止に関すること。
- 三 高等学校及び県立中学校の組織編制及び収容定員に関すること。
- 四 高等学校の学級編制及び教職員定数に関すること。
- 五 高等学校及び県立中学校の教育課程に関すること。
- 六 高等学校及び県立中学校の学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
- 七 高等学校及び県立中学校の教科用図書その他の教材に関すること。
- 八 高等学校及び県立中学校の入学者選抜に関すること。
- 九 中高一貫教育の推進に関すること。
- 十 高等学校技能連携制度に関すること。
- 十一 高等学校に関する教育団体の育成及び指導に関すること。
- 十二 海洋総合実習船に関すること。

(高校財務・就学支援室)

第十二条の二 高校財務・就学支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 高等学校及び県立中学校の管理運営に関すること。
- 二 高等学校卒業程度認定試験に関すること。
- 三 奨学及び育英に関すること。

第十三条から第十五条まで

(略)

(庶務担当課)

第十二条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 高等学校
の設置及び廃止に関すること。
- 二 高等学校の学級編制及び教職員定数に関すること。
- 三 高等学校及び県立中学校の管理運営に関すること。
- 四 高等学校卒業程度認定試験に関すること。
- 五 高等学校及び県立中学校の教育課程に関すること。
- 六 高等学校及び県立中学校の学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
- 七 高等学校及び県立中学校の教科用図書その他の教材に関すること。
- 八 高等学校及び県立中学校の入学者選抜に関すること。
- 九 高等学校技能連携制度に関すること。
- 十 高等学校に関する教育団体の育成及び指導に関すること。
- 十一 中高一貫教育の推進に関すること。
- 十二 奨学及び育英に関すること。
- 十三 海洋総合実習船に関すること。

・分掌事務の変更

第十三条から第十五条まで

(略)

(庶務担当課)

・分掌事務の変更

第十五条の二 教育企画室の庶務は、総務課において処理し、高校財務・就学支援室の庶務は、高校教育課において処理する。

2 前項の規定により、総務課及び高校教育課が処理する庶務とは、次に掲げる事務（第八条から第十三条の五までの規定により他課が分掌することとされている事務を除く。）をいう。

一から五まで (略)

3 総務課の課長は教育企画室の室長に対し、高校教育課の課長は高校財務・就学支援室の室長に対し、第一項の規定により庶務を処理する上で必要と認めるときは、当該室の事務処理状況等について報告を求めることができる。

第三節 職制

第十六条 (略)

(職及び職務)

第十七条 (略)

2 及び 3 (略)

4 課(室)長は事務職員又は技術職員を、総括課(室)長補佐は事務職員又は技術職員を、課(室)長補佐は事務職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を、総括技術補佐及び技術補佐は技術職員を、小中学校人事専門監、県立学校人事専門監、心のサポート専門監、特別支援教育専門監、学校安全・防災専門監、社会教育専門監及び企画員は事務職員又は技術職員をもつて充てる。

第十八条から第十九条の二まで (略)

第三章 地方機関

第一節 組織及び事務分掌

第二十条から第二十二条まで (略)

第二節 職制

第二十三条から第二十五条まで (略)

第十五条の二 教育企画室の庶務は、総務課において処理する。

2 前項の規定により、総務課が処理する庶務とは、次に掲げる事務（第八条から第十三条の五の規定による他課が分掌することとされている事務を除く。）をいう。

一から五まで (略)

3 総務課の課長は、第一項の規定により庶務を処理する上で必要と認めるときは、教育企画室の室長に対し、当該室の事務処理状況等について報告を求めることができる。

第三節 職制

第十六条 (略)

(職及び職務)

第十七条 (略)

2 及び 3 (略)

4 課(室)長は事務職員又は技術職員を、総括課(室)長補佐は事務職員を、課(室)長補佐は事務職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を、総括技術補佐及び技術補佐は技術職員を、小中学校人事専門監、県立学校人事専門監、心のサポート専門監、特別支援教育専門監、学校安全・防災専門監、社会教育専門監及び企画員は事務職員又は技術職員をもつて充てる。

第十八条から第十九条の二まで (略)

第三章 地方機関

第一節 組織及び事務分掌

第二十条から第二十二条まで (略)

第二節 職制

第二十三条から第二十五条まで (略)

・分掌事務の変更及び文言の整理

・職に充てる職員の見直し

第四章 教育機関

第一節 学校

(設置)

第二十六条 県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)により設置された高等学校、中学校及び特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
(略)	
宮城県大河原商業高等学校	柴田郡大河原町
宮城県柴田農林高等学校	
宮城県大河原産業高等学校	
(略)	
宮城県南三陸高等学校	本吉郡南三陸町
(以下略)	

第二十七条から第二十九条の三まで (略)

第二十九条の四 必要と認めるときは、海洋総合実習船に技術次長を置くことができる。

2| 技術次長は、技術職員をもつて充てる。

3| 技術次長は、上司の命を受け、海洋総合実習船における専門的事

第四章 教育機関

第一節 学校

(設置)

第二十六条 県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)により設置された高等学校、中学校及び特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
(略)	
宮城県大河原商業高等学校	柴田郡大河原町
宮城県柴田農林高等学校	
(略)	
宮城県志津川高等学校	本吉郡南三陸町
(以下略)	

第二十七条から第二十九条の三まで (略)

・職の新設

更
・県立学校の校名変

・県立学校の新設

項に関し、船長を補佐する。

第二十九条の五 前二条に規定する職のほか、海洋総合実習船における専門的事項を処理させるため必要と認めるときは、技術主幹及び技術主査を置き、その職務は、第十八条第一項の表相当の欄に掲げるとおりとする。

2 (略)

第二十九条の六 第十九条及び第十九条の二の規定は、学校及び海洋総合実習船について準用する。

第二節 学校以外の教育機関

第一款 組織及び事務分掌

第三十条から第三十五の五条まで (略)

第二款 職制

第三十六条から第三十九条まで (略)

第五章 附属機関

第四十条 (略)

第六章 指定管理者に管理を行わせる公の施設

第四十一条 (略)

第七章 雑則

第四十二条及び第四十三条 (略)

附則 (略)

別表第一(第十九条、第十九条の二、第二十五条、第二十九条の六、

第三十九条関係)

一から三まで (略)

第二十九条の四 前条に規定する職のほか、海洋総合実習船における専門的事項を処理させるため必要と認めるときは、技術主幹及び技術主査を置き、その職務は、第十八条第一項の表相当の欄に掲げるとおりとする。

2 (略)

第二十九条の五 第十九条及び第十九条の二の規定は、学校及び海洋総合実習船について準用する。

第二節 学校以外の教育機関

第一款 組織及び事務分掌

第三十条から第三十五の五条まで (略)

第二款 職制

第三十六条から第三十九条まで (略)

第五章 附属機関

第四十条 (略)

第六章 指定管理者に管理を行わせる公の施設

第四十一条 (略)

第七章 雑則

第四十二条及び第四十三条 (略)

附則 (略)

別表第一(第十九条、第十九条の二、第二十五条、第二十九条の五、

第三十九条関係)

一から三まで (略)

・職の新設に伴う条
ずれ

・職の新設に伴う条
ずれ

・職の新設に伴う条
ずれ

別表第二 (略)

- 一 (略)
二 条例によるもの

名称	宮城県教育委員会 指定管理者選 定委員会	公の施設の指定管理者の指定の手續 等に関する条例(平成十六年宮城県 条例第四十三号)第九条第三項の規 定による指定管理者の選定に関する こと。	総務課	主管課
名称	宮城県教育振興 審議会	教育振興審議会条例(平成二 十年宮城県条例第三号)第一条の規 定による教育の振興のための施策に 関する基本的な計画の策定及び当該 計画に関する重要事項の調査審議に 関すること。	教育企画室	教育企画室
(削る)				
宮城県指導力不 足等教員審査委 員会	指導力不足等教員審査委員会条例(平 成十七年宮城県条例第九号)第一 条の規定による児童又は生徒に適切 な指導ができない教員の取扱いに関		教職員課	教職員課

別表第二 (略)

- 一 (略)
二 条例によるもの

名称	宮城県教育委員 会指定管理者選 定委員会	公の施設の指定管理者の指定の手續 等に関する条例(平成十六年宮城県 条例第四十三号)第九条第三項の規 定による指定管理者の選定に関する こと。	総務課	主管課
名称	宮城県教育振興 審議会	宮城県教育振興審議会条例(平成二 十年宮城県条例第三号)第一条の規 定による教育の振興のための施策に 関する基本的な計画の策定及び当該 計画に関する重要事項の調査審議に 関すること。	教育企画室	教育企画室
	県立高等学校将 来構想審議会	県立高等学校将来構想審議会条例(平 成二十年宮城県条例第四号)第一 条の規定による県立高等学校の在り 方に関する総合的かつ基本的な構想 の策定及び当該構想に関する重要事 項の調査審議に関すること。		
宮城県指導力不 足等教員審査委 員会	指導力不足等教員審査委員会条例(平 成十七年宮城県条例第九号)第一 条の規定による児童又は生徒に適切 な指導ができない教員の取扱いに関		教職員課	教職員課

・体裁の整理

・文言の整理

・分掌事務の変更

就学支援審議会	宮城県いじめ防止対策調査委員会	県立高等学校将来構想審議会 来構想審議会	高等学校入学者選抜審議会	宮城県産業教育審議会	する審議に関すること。
就学支援審議会条例(昭和五十年宮)	いじめ防止対策調査委員会条例(平成二十六年宮城県条例第六号)第二条の規定によるいじめ防止等のための有効な対策に関する事項、重大事態その他の県立学校に在籍する児童等に係るいじめの事案の調査審議に関すること。	県立高等学校将来構想審議会条例(平成二十年宮城県条例第四号)第一条の規定による県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定及び当該構想に関する重要事項の調査審議に関すること。	高等学校入学者選抜審議会条例(昭和二十八年宮城県条例第四十号)第一条の規定による高等学校の通学区域、入学者の選抜及び学力検査問題の作成に関する重要事項の調査審議に関すること。	産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第十二条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関すること。	する審議に関すること。
特別支援教	同	同	同	高校教育課	

就学支援審議会	宮城県いじめ防止対策調査委員会	(新設)	高等学校入学者選抜審議会	宮城県産業教育審議会	する審議に関すること。
就学支援審議会条例(昭和五十年宮)	いじめ防止対策調査委員会条例(平成二十六年宮城県条例第六号)第二条の規定によるいじめ防止等のための有効な対策に関する事項、重大事態その他の県立学校に在籍する児童等に係るいじめの事案の調査審議に関すること。		高等学校入学者選抜審議会条例(昭和二十八年宮城県条例第四十号)第一条の規定による高等学校の通学区域、入学者の選抜及び学力検査問題の作成に関する重要事項の調査審議に関すること。	産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第十二条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関すること。	する審議に関すること。
特別支援教				高校教育課	

・分掌事務の変更

宮城県図書館協	宮城県社会教育 委員	宮城県生涯学習 審議会	宮城県特別支援 教育将来構想審 議会	特別支援教育将来構想審議会条例（ 平成二十五年宮城県条例第六号）第 一条の規定による特別支援教育の在 り方に関する総合的かつ基本的な構 想の策定、当該構想に係る施策の成 果及び課題の検証その他当該構想に 関する重要事項の調査審議に関する こと。	城県条例第二十七号）第一条の規定 による障害のある学齢児童、学齢生 徒等の就学に係る教育支援に関する 重要事項の調査審議及び教育委員会 に対する意見の具申に関すること。	育課
図書館法（昭和二十五年法律第一百	社会教育法（昭和二十四年法律第二 百七号）第十七条の規定による社会 教育に関する重要事項についての教 育委員会に対する助言及び意見の具 申に関すること。	生涯学習の振興のための施策の推進 体制等の整備に関する法律（平成二 年法律第七十一号）第十條 第二項 及び第三項の規定に基づく生涯学習 に資するための施策の総合的な推進 に関する重要事項の調査審議及び教 育委員会又は知事に対する建議に関 すること。	同	同	同	生涯学習課
同	同	同	同	同	同	同

宮城県図書館協	社会教育委員	生涯学習審議会	宮城県特別支援 教育将来構想審 議会	特別支援教育将来構想審議会条例（ 平成二十五年宮城県条例第六号）第 一条の規定による特別支援教育の在 り方に関する総合的かつ基本的な構 想の策定、当該構想に係る施策の成 果及び課題の検証その他当該構想に 関する重要事項の調査審議に関する こと。	城県条例第二十七号）第一条の規定 による障害のある学齢児童、学齢生 徒等の就学に係る教育支援に関する 重要事項の調査審議及び教育委員会 に対する意見の具申に関すること。	育課
図書館法（昭和二十五年法律第一百	社会教育法（昭和二十四年法律第二 百七号）第十七条の規定による社会 教育に関する重要事項についての教 育委員会に対する助言及び意見の具 申に関すること。	生涯学習の振興のための施策の推進 体制等の整備に関する法律（平成二 年法律第七十一号）第十一條第二項 及び第三項の規定に基づく生涯学習 に資するための施策の総合的な推進 に関する重要事項の調査審議及び教 育委員会又は知事に対する建議に関 すること。	同	同	同	生涯学習課

・ 文言の整理

・ 文言の整理

別表第三(第四十三条関係) (略)	宮城県多賀城跡 調査研究委員会	多賀城跡調査研究委員会条例(平成十七年宮城県条例第十三号)第一条の規定による特別史跡多賀城跡附寺跡の調査研究事業に関する重要事項の調査審議に関すること。	同	同	同	同	同	同	同
	宮城県美術館協 議会	博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十三條第二項の規定による美術館の運営に関する重要事項の調査審議及び意見の具申に関すること。	同	同	同	同	同	同	同
	文化財保護審議 会	文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十條第三項の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する建議に関すること。	同	同	同	同	同	同	同

別表第三(第四十三条関係) (略)	宮城県多賀城跡 調査研究委員会	多賀城跡調査研究委員会条例(平成十七年宮城県条例第十三号)第一条の規定による特別史跡多賀城跡附寺跡の調査研究事業に関する重要事項の調査審議に関すること。	同	同	同	同	同	同	同
	宮城県美術館協 議会	博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十条 第二項の規定による美術館の運営に関する重要事項の調査審議及び意見の具申に関すること。	同	同	同	同	同	同	同
	文化財保護審議 会	文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十條第三項の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する建議に関すること。	同	同	同	同	同	同	同

・ 関係法令の改正に伴う条ずれ	・ 関係法令の改正に伴う条ずれ
-----------------	-----------------

第4号議案

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第12号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月16日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

教育長が専決することができる事務の表記を適正化するもの

2 改正内容

教育長が専決することができる事務を規定する第2条第1項第10号及び第11号において、教育委員会の権限に属する事務を規定する第1条第1項第20号（訴訟に関すること）及び第21号（審査請求に関すること）を、それぞれ正確に引用するよう改正する。

3 施行期日

公布の日

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号中「前条第一項第十九号」を「前条第一項第二十号」に改め、同項第十一号中「前条第一項第二十号」を「前条第一項第二十一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正案（新）	現行（旧）	備考
<p>第一条 （略）</p>	<p>第一条 宮城県教育委員会（以下「委員会」という。）は、その権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を宮城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>一 教育に関する一般方針を定めること。</p> <p>二 所管に属する学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）を設置し、及び廃止すること。</p> <p>三 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。</p> <p>四 重要な教育財産の取得について申し出ること。</p> <p>五 教育委員会規則を制定し、及び改廃すること。</p> <p>六 教育庁の職員及び学校等の教職員並びに県費負担教職員の任免その他人事の一般方針を定めること。</p> <p>七 教育庁の職員、学校等の教職員及び県費負担教職員の任免、分限及び懲戒を行うこと。</p> <p>八 退職手当の支給制限、支払の差止め、返納命令及び納付命令に関すること。</p> <p>九 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価を行うこと。</p> <p>十 附属機関の委員の任免を行うこと。</p> <p>十一 教科書を採択すること。</p> <p>十二 高等学校入学者の選抜方針を定めること。</p> <p>十三 教育職員の免許及び検定を行うこと。</p>	

2 教育長は、前項の規定により委任を受けて処理した事務のうち、重要と認められるものについては、最近の委員会の会議に報告しなければならない。

十四 文化財保護条例(昭和五十年宮城県条例第四十九号)に基づく文化財の指定及びその解除、保持者、保持団体又は保存団体の認定及びその解除、文化的景観の選定及びその解除並びに保存技術の選定及びその解除を行うこと。

十五 市町村教育委員会に対し県費負担教職員を指導主事に充てる場合の同意を与えること。

十六 学校運営協議会の設置、委員の任免及び適正な運営を確保するための措置を行うこと。

十七 市町村長(市町村の組合の長を含む。)又は市町村教育委員会に対し措置要求を行うこと。

十八 学校等の教職員及び県費負担教職員の組織する職員団体又は労働組合と重要な交渉を行うこと。

十九 請願及び陳情の採択を行うこと。

二十 訴訟に関すること。

二十一 審査請求に対して裁決すること。

二十二 教育功績者の表彰を行うこと。

二十三 行政文書の開示等を決定すること。

二十四 個人情報情報の開示等を決定すること。

二十五 指定管理者の指定及び指定の取消しを行うこと。

二十六 前各号に掲げるもののほか、重要かつ異例に属する事務で委員会の決定に係らしめる必要があると認められるものを行うこと。

2 教育長は、前項の規定により委任を受けて処理した事務のうち、重要と認められるものについては、最近の委員会の会議に報告しなければならない。

第二条 教育長は、次の各号に掲げる事務を専決することができる。

一 から九まで (略)

十 前条第一項第二十号に掲げる事務のうち、訴えの提起及びその取下げ並びに和解を行うこと以外の事務に関する事。

第二条 教育長は、次の各号に掲げる事務を専決することができる。

一 教育庁及び学校以外の教育機関の職員(本庁課長職以上にある者、専門監、庁副参事及び庁技術副参事並びに総合教育センター、図書館、美術館及び東北歴史博物館の部長職以上にある者を除く。)、学校の教職員(校長、事務部長及び海洋総合実習船長を除く。)並びに県費負担教職員(校長を除く。)の任免を行うこと。

二 教育庁の職員、学校等の教職員及び県費負担教職員の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項に規定する休職に関する事。

三 退職手当の支払の差止め及びその取消しに関する事。

四 退職手当の支給制限、返納命令及び納付命令を行う際の人事委員会からの意見聴取を行う事。

五 前条第一項第十号に掲げる事務のうち、あらかじめ教育委員会が指定した委員(その補欠の委員を含む。)の補欠の委員の任免を行う事。

六 教科書を採択する事。

七 教育職員の免許及び検定を行う事。

八 市町村教育委員会に対し県費負担教職員を指導主事に充てる場合の同意を与える事。

九 学校運営協議会の委員の任免を行う事。

十 前条第一項第十九号に掲げる事務のうち、訴えの提起及びその取下げ並びに和解を行うこと以外の事務に関する事。

・号ずれの修正

十一 前条第一項第二十一号に掲げる事務のうち、
行政文書の開示等の決定又は個人情報情報の開示等の
決定に関する審査請求に対し裁決すること。
十二から十四まで (略)

2 (略)

第三条 (略)

十一 前条第一項第二十号に掲げる事務のうち、

行政文書の開示等の決定又は個人情報情報の開示等の
決定に関する審査請求に対し裁決すること。

十二 行政文書の開示等を決定すること。

十三 個人情報情報の開示等を決定すること。

十四 指定管理者の指定を行うこと。

2 教育長は、前項の規定により専決した事項のうち、
必要と認められるものについては、最近の委員会の
会議に報告しなければならない。

第三条 第一項の規定により、教育長が委任を
受けた事務以外のもので緊急に処理する必要がある
と認められる事務が生じ、かつ、委員会の会議を開
くことができないとき又は招集するいとまがないと
きは、教育長は、当該緊急に処理する必要があると
認められる事務について臨時に代理し、又は専決す
ることができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理し又は専
決したときは、最近の委員会の会議にその理由及び
事務処理の状況を報告しなければならない。

・号ずれの修正

第5号議案

宮城県教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について

宮城県教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則を別紙のとおり制定する。

令和5年3月16日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則の概要

1 制定理由

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、従来、同法の適用外であった地方公共団体にも、同法に基づく個人情報の取扱いが適用されることとなった。このことに伴い、個人情報保護条例が廃止され、新たに、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）が制定された。

これらの法令の施行に必要な事項について定めるものとして、個人情報保護に関する法律施行細則（令和5年宮城県規則第9号）が制定されたことから、教育委員会においても、新たに規則を制定しようとするもの

2 制定内容

個人情報保護に関する法律、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報保護に関する法律施行条例の施行について、知事が取り扱う個人情報の保護の例によるものとする。

3 その他

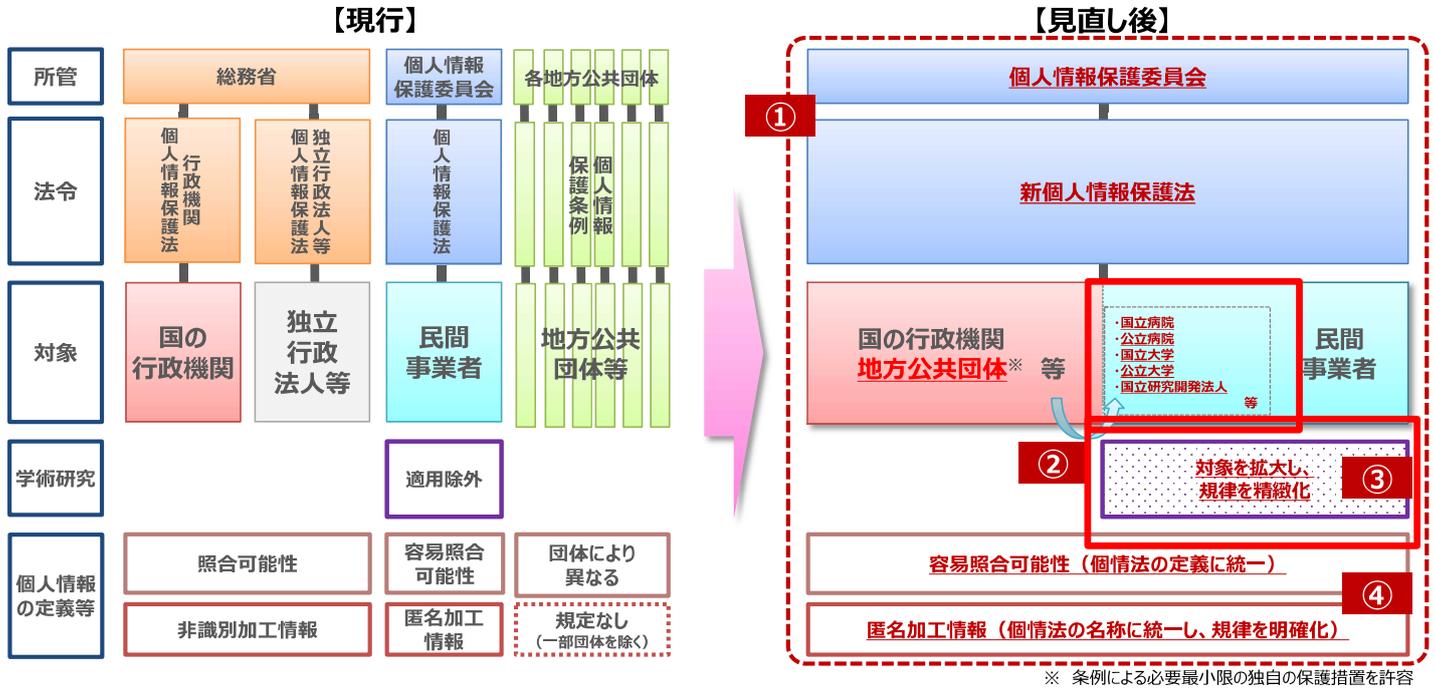
宮城県教育委員会個人情報保護条例施行規則（平成16年宮城県教育委員会規則第3号）は廃止する。

4 施行期日

令和5年4月1日

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において**全国的な共通ルール**を規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。



地方公共団体の個人情報保護制度の在り方 (改正の概要)

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。(いわゆる「**2000個問題**」)
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR (一般データ保護規則) 十分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT (信頼ある自由なデータ流通) など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の**的確な運用を確保**。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様(1,000人以上等)とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度 (定期的な提案募集) について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

宮城県教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五号）の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 宮城県教育委員会個人情報保護条例施行規則（平成十六年宮城県教育委員会規則第三号）は、廃止する。

第6号議案

宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の
一部改正について

宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年宮城県教育委員会規則第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月16日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、同法の適用外であった地方公共団体にも、同法に基づく個人情報の取扱いが適用されることになったことに伴い、県における情報開示の取扱いについては、個人情報のみならず、情報全般について、同法で使用されている「不開示」を使用することとされたことから、本規則における「非開示」の表現を「不開示」に統一するもの

2 改正内容

様式第7号「文書等非開示決定通知書」の名称を「文書等不開示決定通知書」に改める。

3 施行期日

令和5年4月1日

宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則
宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年宮城県教育委員会規則
第十号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「~~文書等~~非開示決定通知書」を「~~文書等~~不開示決定通知書」に改める。
様式第七号中「~~文書等~~非開示決定通知書」を「~~文書等~~不開示決定通知書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定による様式第七号については、当分の間、改正後の宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定によるものとみなす。

改正案(新)	現行(旧)	備考
<p>第一条から第八条まで (略)</p> <p>(文書等の開示)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 行政庁は、文書等の開示をしない旨の決定をしたときは、文書等開示請求者に対し、速やかに、その理由を明らかにして、<u>文書等不開示決定通知書</u>(様式第七号)により通知しなければならない。ただし、第二項ただし書の開示の請求に対し、当該審理において文書等の開示をしない旨を告知する場合は、この限りでない。</p> <p>5から9まで (略)</p> <p>第十条から第二十二条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>様式第一号から様式第六号まで(略)</p> <p>様式第七号</p>	<p>第一条から第八条まで (略)</p> <p>(文書等の開示)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 行政庁は、文書等の開示をしない旨の決定をしたときは、文書等開示請求者に対し、速やかに、その理由を明らかにして、<u>文書等非開示決定通知書</u>(様式第七号)により通知しなければならない。ただし、第二項ただし書の開示の請求に対し、当該審理において文書等の開示をしない旨を告知する場合は、この限りでない。</p> <p>5から9まで (略)</p> <p>第十条から第二十二条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>様式第一号から様式第六号まで(略)</p> <p>様式第七号</p>	

様式第7号(第9条関係)

文書等不開示決定通知書

第 号
年 月 日

殿
印

年 月 日付けで請求のありました文書等の開示については、行政手続法第18条第1項・行政手続条例第18条第1項・宮城県教育委員会が行う期間及び弁明の機会の手引に関する規則第8条第1項の規定により、次のとおり文書等の開示をしないことを決定したので通知します。

文書等の内容	
文書等の開示をしない理由	
担当課(室)、地方機関又は教育機関の機関又は教育機関の名称及び連絡先	担当課(室)、地方機関又は教育機関の名称 _____ 電話番号() _____ 内線 _____
備考	

以下略

様式第7号(第9条関係)

文書等非開示決定通知書

第 号
年 月 日

殿
印

年 月 日付けで請求のありました文書等の開示については、行政手続法第18条第1項・行政手続条例第18条第1項・宮城県教育委員会が行う期間及び弁明の機会の手引に関する規則第8条第1項の規定により、次のとおり文書等の開示をしないことを決定したので通知します。

文書等の内容	
文書等の開示をしない理由	
担当課(室)、地方機関又は教育機関の機関又は教育機関の名称及び連絡先	担当課(室)、地方機関又は教育機関の名称 _____ 電話番号() _____ 内線 _____
備考	

以下略

第7号議案

第3期県立高校将来構想第2次実施計画について

第3期県立高校将来構想第2次実施計画について、別冊のとおり決定する。

令和5年3月16日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

(参考)

第3期県立高校将来構想第2次実施計画について

1 策定の趣旨

第3期県立高校将来構想に掲げる「未来を担う高い志を持つ人づくり」や「未来を拓く魅力ある学校づくり」の実現に向けて、高校教育改革の具体的な取組を示すために、アクションプランとして策定するもの。

2 計画期間

第1次実施計画 令和2年度～令和4年度 (公表時期 令和2年度)

第2次実施計画 令和5年度～令和7年度 (公表時期 令和4年度)

第3次実施計画 令和8年度～令和10年度 (公表時期 令和7年度)

3 計画の構成

未来を担う高い志を持つ人づくり (1) 志教育の充実 (2) 国際社会に貢献する志を持った人材の育成 (3) 教科指導におけるICT活用の推進 (4) 地域の防災活動の担い手、次世代のリーダー養成 (5) 部活動指導支援の体制整備 (6) 多様化・複雑化した課題に対する教育相談体制の充実	}	主に教育内容に関する 具体的な取組を記載
未来を拓く魅力ある学校づくり (1) 社会的ニーズに応じた高校、学科の在り方 (2) 学びの多様化への対応 (3) 再編等の考え方 (4) 再編等		

※計画の構成は、第1次実施計画を踏襲。

4 第2次実施計画の主なポイント

(1) 社会的ニーズに応じた高校、学科の在り方

○ 学科等の在り方

各高校がスクール・ミッションに沿って特色化・魅力化を図る観点から、普通科改革を含めた普通科の在り方について検討するとともに、地域産業を支える人材育成に繋がる専門学科の在り方(南部地区における土木の学びの充実など)や総合学科の在り方(系列を相互に関連付けた学びの実践など)について検討する。

○ 地域等との連携

地域等と連携した特色ある教育活動が求められていることを踏まえ、地域パートナーシップ会議により地域等の教育資源や地域人材の活用を図るとともに、地域住民や保護者等との連携による学校経営力の向上を図るため、松島高校、中新田高校、志津川高校(令和5年4月1日から南三陸高校)に導入しているコミュニティ・スクールについて、他の学校への導入も検討する。

(2) 学びの多様化への対応

○ 新たなタイプの学校

時代や社会の変化、生徒のニーズを踏まえて、「新たなタイプの学校」の設置について検討する。

項目	内容
コンセプト	個々に応じた多様な学び方を提供することにより、生徒自らが高校生活をデザインし、夢や希望を実現することができる学校
主に対象となる生徒	個々の状況に合わせてフレキシブルに学ぶことにより、自己実現や進路実現を目指す生徒
学校の概要	学校の位置付け ・定時制課程と通信制課程の機能を併せ持った全日制課程 学校規模 ・募集定員は4～5学級規模（160人～200人）を想定 設置場所 ・仙台市内又は仙台近郊の既存校
学校の特色	フレキシブルな学び方 ・単位制の導入や幅広い授業時間帯の設定など 魅力ある学び ・探究的な学びや地域等と連携した学びなど 多種多様な教科・科目 ・多様な進路希望や学び直し等に対応した教科・科目の設置など サポート体制の充実 ・チューター制の導入や多様なスタッフの活用など
開校時期	令和8年度を想定

(3) 再編等の考え方

2学級規模の学校の在籍生徒数が収容定員の3分の2未満となった場合の取扱いについて、学校や地域の実情を考慮する旨を明記した。

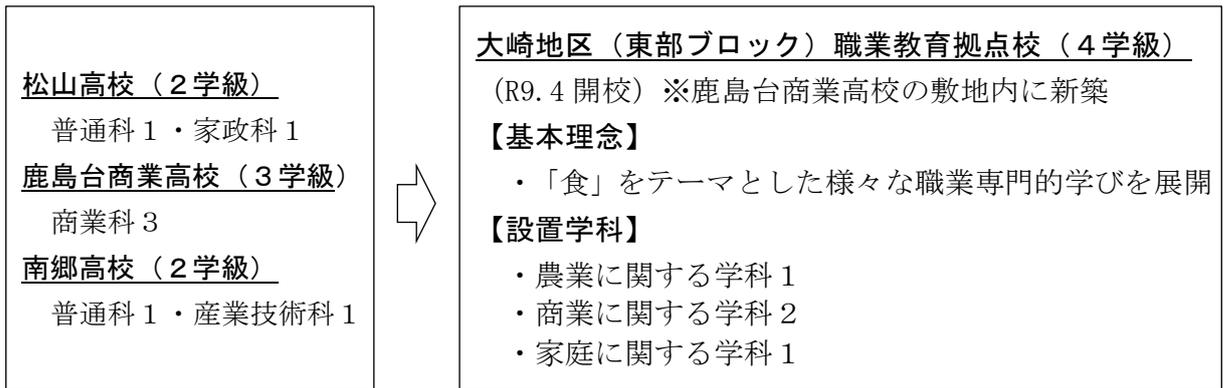
【本文（抜粋）】

ただし、特例校であっても、在籍生徒数が収容定員の3分の2未満となった場合、（中略）2学級の学校にあっては、募集停止することを検討しますが、学校が所在する市町の中学校からの入学状況など、学校や地域の実情を考慮して分校とすることも検討します。

また、適正規模（1学年4～8学級）を下回る学校については、再編等の検討過程において、当面は存続することも想定されることから、活力ある教育環境を確保するために、ICTを活用した遠隔教育システムの導入による学習環境の充実や地域等との連携による学習活動の充実、学校間連携による課外活動の充実など、様々な取組や運営上の工夫を講じていく。

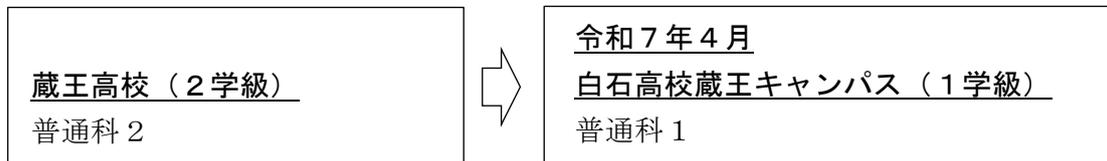
(4) 再編等

○ 大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校



※この再編により、松山高校、鹿島台商業高校、南郷高校は、令和9年度に募集を停止し、令和10年度末を以って閉校する。

○ 白石高校蔵王キャンパス



※令和7年度の入学生から白石高校蔵王キャンパスでの募集となる。
(令和6年度以前の入学生は、蔵王高校での卒業となる。)

○ 築館高校一迫商業キャンパス



※令和7年度の入学生から築館高校一迫商業キャンパスでの募集となる。
(令和6年度以前の入学生は、一迫商業高校での卒業となる。)

第3期県立高校将来構想

第2次実施計画

令和5年3月

宮城県教育委員会

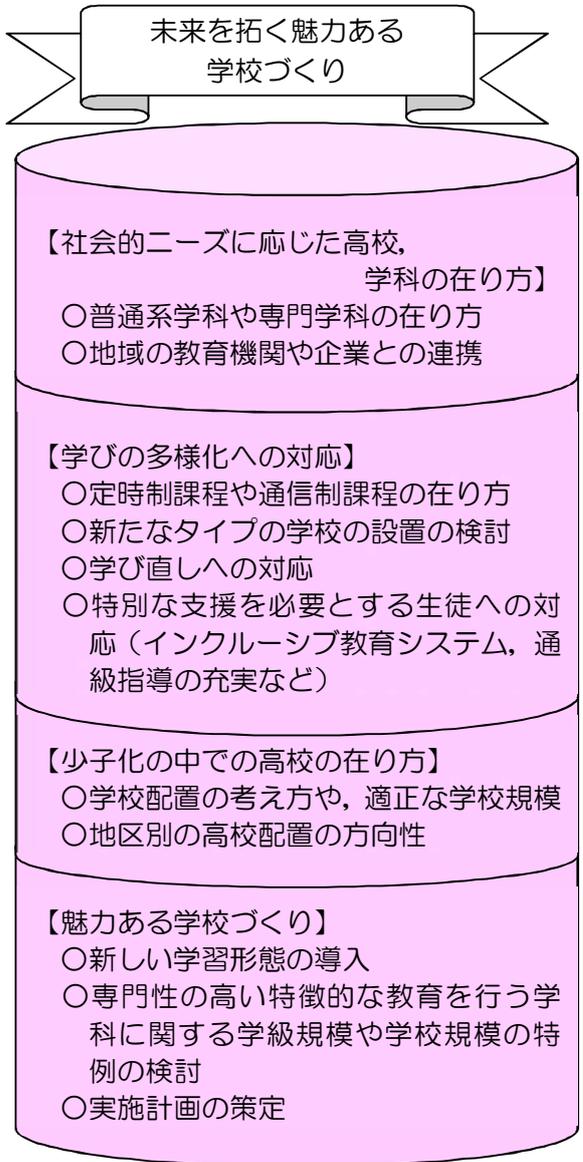
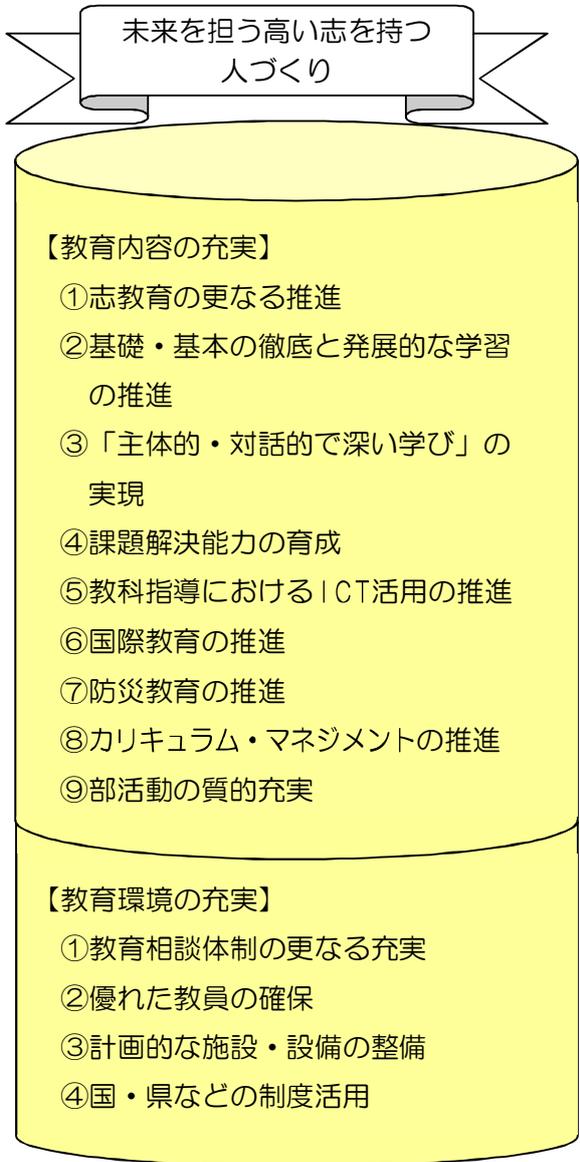
目 次

第3期県立高校将来構想の概要	1
第1章 実施計画の策定	2
第2章 高い志を育むための高校教育改革の具体的方策	3
1 未来を担う高い志を持つ人づくり	3
(1) 志教育の充実	3
(2) 国際社会に貢献する志を持った人材の育成	5
(3) 教科指導におけるICT活用の推進	6
(4) 地域の防災活動の担い手、次世代のリーダー養成	7
(5) 部活動指導支援の体制整備	8
(6) 多様化・複雑化した課題に対する教育相談体制の充実	9
2 未来を拓く魅力ある学校づくり	11
(1) 社会的ニーズに応じた高校、学科の在り方	11
(2) 学びの多様化への対応	12
(3) 再編等の考え方	15
(4) 再編等	17
【参考資料】	
1 今後の中学校卒業生数及び公立高校全日制課程必要学級数（見込）	19
2 令和5年度 公立全日制高校の配置状況	28

第3期県立高校将来構想の概要

本県高校教育の目指す姿

<p>目指す人づくりの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊かな心，健やかな体と自ら考え行動する力を持ち，自己実現，社会貢献できる人づくり ○ふるさと宮城に誇りを持ち，東日本大震災からの復興と郷土の発展を支える人づくり ○異文化を受容できる力を備えるとともに，グローバルな視点を持ち，多様な人々と協働して新たな価値を創造できる人づくり 	<p>目指す学校づくりの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒一人一人を大切に育み，多様な個性や能力を最大限に伸ばす学校づくり ○生徒一人一人の興味・関心や進路希望に応じるとともに，社会のニーズを踏まえた特色ある学校づくり ○地域に根ざし，地域に貢献できる学校づくり
---	--



第1章 実施計画の策定

1 策定の趣旨

本実施計画は、令和元年度から令和10年度までを期間とする「第3期県立高校将来構想」に掲げる「未来を担う高い志を持つ人づくり」や「未来を拓く魅力ある学校づくり」の実現に向けて、令和5年度から令和7年度までの3年間における高校教育改革の具体的な取組を示すために、令和2年7月に策定した第1次実施計画の高校教育改革の取組に係る成果等を踏まえ、策定するものです。

2 計画期間

実施計画については、本県中学校卒業生数の減少やグローバル化、高度情報化など教育を取り巻く社会の変化が大きい状況を踏まえ、第1次、第2次、第3次の3期に分けて具体的な実施計画を策定し、取組を着実に実施することとします。

第1次実施計画	令和2年度から令和4年度まで（公表時期：令和2年度）
第2次実施計画	令和5年度から令和7年度まで（公表時期：令和4年度）
第3次実施計画	令和8年度から令和10年度まで（公表時期：令和7年度）

なお、実施計画に記載のない学科編成や学校配置の見直しについても、速やかに着手する必要がある場合は、その概要を実施計画に準じた形で個別に公表した上で実施していきます。

3 その他（新型コロナウイルス感染症への対応）

本実施計画に掲載している事業等に加え、新型コロナウイルス感染症による状況を踏まえながら、必要な事業等を随時実施していきます。

第2章 高い志を育むための高校教育改革の具体的方策

1 未来を担う高い志を持つ人づくり

(1) 志教育の充実

社会的・職業的自立に必要な能力や、他者と協働しながらよりよい社会づくりに主体的に参画するために必要な資質・能力等を育成するため、希望する職種への職場訪問や関連する大学訪問などを系統的に実施し、進路や学習などにおいて生徒が自らの将来を考え主体的に活動するよう促します。また、地域産業や行政と連携した特色ある取組などを実践していきます。あわせて、インターンシップ、ボランティアや高大連携活動などの実践をより一層進めるなど、生徒が自らの将来に向け行動できるよう取り組むことにより、志教育を推進し、将来を担う人材を育成します。

(主な取組)

項目	内容
○みやぎ高校生フォーラムの開催 ○みやぎ高校生マナーアップフォーラムの開催	高校生が自ら社会で果たすべき役割を主体的に考えながら、より良い生き方を目指し、その実現に向かって意欲的に物事に取り組む姿勢を育む教育を推進します。
○みやぎアドベンチャープログラム(MAP) ¹ 指導者育成研修会の開催	生徒の豊かな人間関係の構築に向け、みやぎアドベンチャープログラム(MAP)を展開するための指導者の養成を進めます。また、MAPの手法を取り入れた教育活動を推進します。
○シチズンシップ教育研修会の開催 ○主権者教育や消費者教育の実践	よりよい社会をつくる、よりよい生活を築くという2つの観点から、変化の激しい社会の中で自らの生活を守りながらよりよい社会づくりに参画するために必要な資質・能力を育成します。
○医師を志す高校生特別講座等 ○教師を志す高校生による大学研究室訪問	将来宮城の医師や教師となる志を持つ生徒を対象として、講演会や特別講座等を実施し、学力や学習意欲の向上を図ります。
○学習サポーターの配置 ○義務教育段階の学力の確実な定着のためのカリキュラム開発 ○学びの基礎づくり支援研修会の開催	すべての学びの基礎となる、基礎学力の確実な定着のために、放課後等を活用して生徒の補充指導や個別指導を行う学習サポーターを配置します。また、基礎学力の定着を図るための教材やカリキュラム開発を推進します。

¹ みやぎアドベンチャープログラム(MAP)・・・仲間と協力して、様々な課題を解決しながら、他人を信頼し思いやる心を育てる体験学習法であるPA(プロジェクト・アドベンチャー)の考え方や手法を取り入れた宮城県独自の教育手法。

項 目	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ○進路達成セミナーの開催 ○「しごと応援カード」の作成と配布 ○企業説明会、就職面接会の実施 	<p>高校生に対して自らが社会でどのような役割を果たすべきかを考えさせ、志を持って高校生活を送ることができるよう支援します。特に就職希望の生徒に対しては、模擬面接等の即効性のある支援により内定率の維持を図ります。また、内定者へ入社準備セミナーの充実を図ることで、離職率を改善し、定着率の向上を目指します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○「地学地就」コーディネーター²の配置 	<p>学校と地域の企業及び宮城県の関係機関が連携協力して、富県宮城の実現に向け地域の将来を支える、ものづくり人材の育成と確保及び職場定着を促進します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○実践的授業支援 ○資格取得支援 ○ものづくりコンテスト充実支援 	<p>専門高校生の技術力向上とものづくり産業に対する理解を深め、地域産業を支える人材の確保と育成につなげるため、現場実習や企業の熟練技能者による実践的な授業等を行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○地域コーディネーターの配置 ○コンソーシアム(学校、行政、大学等)の構築 ○地域への政策提案の実施 ○カリキュラム・マネジメントの実践研究 	<p>地域の拠点校における生徒の学力と進路実績の向上を図るため、地域コーディネーターを配置するとともに、学校、行政、大学等の外部有識者等でコンソーシアムを構築するほか、行政や地域に対して、生徒が政策や解決方法等を提案するなど、地域を活用した主体的・対話的で深い学びを推進します。また、特色・魅力ある学びを推進するため、学校設定科目等の創出を視野に入れたカリキュラム・マネジメントの実践研究を行います。</p>

² 「地学地就」コーディネーター・・・地域産業界と高校との連絡調整を行い、企業訪問で得た情報を生徒・保護者に還元するとともに、卒業生の就職先を定期訪問し職場定着を図り、就職先の理解促進・認知度向上につなぐ役割を担う。

(2) 国際社会に貢献する志を持った人材の育成

小学校での英語教科化を踏まえ、小学校から中学校、高校の英語担当教員が連携を深め、一貫した体系的な英語教育を推進するとともに、英語担当教員の指導力向上に向けた研修の充実を図ります。

また、国の制度等を有効に活用した高校生の海外留学を支援するほか、ICTを活用した海外ネイティブ講師や高校生とのオンライン交流等を積極的に促進し、グローバルな視点に立ち国際社会に貢献する志を持った人材を育成します。

あわせて、地域の人的又は物的資源を有効に活用した教育活動を積極的に推進する中で、地域の伝統・文化の理解を深め、我が国や郷土の伝統・文化を尊重する態度を育成します。また、道德教育を積極的に推進する中で、国際的視野に立って他国の生活習慣や文化を尊重する態度を養うなど、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるよう工夫します。

(主な取組)

項目	内容
○外国語指導助手 ³ の配置 ○英語担当教員の指導力向上に向けた研修の充実	急速に進む国際化の中で、情報や考えを的確に理解し、それらを活用し適切に英語で表現することのできる能力の育成のため、すべての県立高校に外国語指導助手を配置します。また、英語力検証のための先駆的取組を行い、生徒の英語使用機会の拡充や英語学習へのモチベーションの向上を図るとともに、英語教員の授業力の向上を図ります。
○グローバルリーダー育成に資する教育課程の研究・開発 ○公開授業	地球規模で生じている社会課題に関する関心と深い教養、コミュニケーション能力や問題解決力等の国際的素養を育み、将来、国際的に活躍できるグローバルリーダーを育成します。
○仙台二華高校での国際バカロレア・ディプロマプログラム ⁴ 導入	海外大学への進学を目指す高い志と使命感を持った高校生を育てることで、国際社会のさまざまな場面で活躍し、世界と宮城をつなぎ、ふるさと宮城の復興と発展に貢献できるグローバルリーダーを育成します。
○英語力エンパワーメントプログラム ⁵ の実施 ○オンラインによる海外高校生との交流活動の実施	ICTを活用した海外ネイティブ講師や高校生とのオンライン交流により、高校生が実際に英語を使う体験を通して、自分の考えを発信できる英語力を育成します。

³ 外国語指導助手・・・英語教育全般及び国際理解教育等における指導補助業務を行う者。

⁴ 国際バカロレア・ディプロマプログラム・・・国際バカロレア機構が提供する国際的に認められる大学入学資格が取得可能な教育プログラム。多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目的とするもの。

⁵ 英語力エンパワーメントプログラム・・・研究指定校において、海外にいる外国人講師との1対1のオンライン英会話を生徒に実施し、生徒の英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成する。また、指導方法やパフォーマンステスト及び評価方法について研究するもの。

項目	内容
<ul style="list-style-type: none"> ○地域貢献活動等への積極的な参加 ○地域の人的物的資源の有効活用 ○道徳教育研修会の開催 ○道徳教育の積極的な推進 	<p>地域の伝統・文化の理解を深め、我が国や郷土の伝統・文化を尊重する態度を育成します。また、教科の学習や特別活動、総合的な探究の時間などとおして道徳教育を積極的に推進する中で、郷土や地域の伝統・文化の良さについての理解を深めるとともに、他国の生活習慣や文化を尊重する態度を養い、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けさせるよう工夫します。</p>

(3) 教科指導におけるICT活用の推進

普通教室等への無線LANや教員用及び生徒用タブレット端末、プロジェクタ等、これまでに整備を進めたICT機器を活用した教科指導を推進するため、総合教育センター等における各種研修を充実させることにより、教員のICTを活用した指導力の向上を図るとともに、県立学校にICT支援員を派遣し、教科指導におけるICTの効果的な活用を支援します。

また、教育用グループウェアサービスの活用を加速化し、新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめとする緊急時における学びを保障するとともに、平常時における学びも充実させていくほか、複数の学校間で配信ネットワークを構築し、授業を共有・補完することで、学びの充実を図ります。

これらの取組により、「一斉学習」「協働学習」「個別学習」を行うICTを活用した学習環境を早期に実現し、情報化社会・グローバル社会において主体的に学び、考え行動する生徒の育成を図ります。

(主な取組)

項目	内容
○オンライン教育への対応	必要なハード整備を進めるほか、教育用グループウェアサービスの運用などにより、家庭学習用の課題提示や遠隔教育を実施できる環境を整備します。
<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県教育情報化推進会議プロジェクト委員会の開催 ○情報化推進リーダー研修会の開催 ○教科指導におけるICT活用研修会 	<p>宮城県教育情報化推進会議を中心として「第3期みやぎの教育情報化推進計画」の取組を推進します。また、教育情報化推進会議プロジェクト委員会等において、現場の教員を含めた各種課題に対する検討を進めるとともに、情報化推進リーダー研修会や教科指導におけるICT活用研修会等の開催により、教員のICTを活用した指導力の向上を図ります。</p>
○ICT支援員の派遣	県立学校にICT支援員を派遣し、教員のICTを活用した指導力向上のための校内研修やICT機器の活用方法等についての指導・助言、授業前のICT機器の準備や設定、授業中の操作の支援等を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ○ICTを活用した学校間連携 ○ICTを活用した個別最適な学びの実現 ○ICTを活用した多様な事情を抱える生徒の学びの保障 	<p>複数の学校間で授業を共有・補完し、生徒の学びの選択肢を増やすための配信ネットワークを構築するとともに、生徒の学びを深める効果的な学習ツール等を導入します。また、不登校生徒や入院生徒の学びを保障するための受講体制を整備します。</p>

(4) 地域の防災活動の担い手，次世代のリーダー養成

教員を対象とした各種研修会を充実させることにより，防災教育副読本「未来への絆」などを活用した授業実践力の向上を図るとともに，各学校における防災マニュアルの点検等を通して地域防災訓練への積極的な参加を促し，地域防災の担い手を養成していきます。

地域や関係機関等と防災についての情報共有や災害時の連携について協議する「地域学校安全委員会」の設置を促進し，地域・関係機関等との連携を図った防災体制整備と「みやぎ防災ジュニアリーダー養成研修会」を継続実施し，次世代のリーダー養成について実践研究を進めます。

防災教育のパイロットスクールである多賀城高校災害科学科においては，災害に関する自然・社会科学からの専門的な学習をとおして防災に貢献できる人材の育成に努めるとともに，防災教育の成果について国内外へ発信していきます。

(主な取組)

項目	内容
○みやぎ防災ジュニアリーダー ⁶ 養成研修会の開催	将来の宮城を支え，自主防災組織等における次世代のリーダーなど，地域防災の活動の担い手となる高校生を中心に「みやぎ防災ジュニアリーダー」として養成します。
○防災主任の全校配置	東日本大震災の記憶の風化を防ぎ，後世に伝える仕組みを作るとともに，自然災害に対する危機意識を高め，学校における防災教育等の充実を図るため，全校に防災主任を配置します。
○防災主任研修会の実施	防災教育の推進や学校防災機能の整備に関して中心的な役割を担い，地域防災推進のコーディネーターとしての役割を担う人材の養成を目的として研修を実施します。
○被災地訪問型研修の実施	被災地を実際に訪問することにより，震災当時の状況を深く理解し，児童生徒の生命を最優先とする教職員としての意識を伝承及び醸成するとともに，最低限身に付けておくべき防災に関する知識・技能の習得や危機管理に対する意識の向上を図るための研修を実施します。
○相談窓口の設置 ○学校防災アドバイザー ⁷ の紹介・派遣による助言 ○地域ぐるみの学校防災体制等構築に係る実践研究 ○未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラムの開催	地域と連携した学校防災の取組を支援する相談窓口の設置や学校防災アドバイザーの紹介・派遣を行うとともに，地域や関係機関と連携したマニュアルの見直しや避難訓練等の実践研究を行い，成果をフォーラム等で広く普及することで，地域の災害特性を踏まえた地域ぐるみの学校防災を推進します。

⁶ みやぎ防災ジュニアリーダー・・・将来の地域防災活動の担い手育成のため県教育委員会が養成・認定。防災に関する知識・技術を習得し，防災や減災への取組に自発的に協力，活動する高校生。

⁷ 学校防災アドバイザー・・・学校が有する防災上の課題等について調査・分析し，学校に対して，実行可能かつ具体的な助言等を行う，大学等の有識者。

(5) 部活動指導支援の体制整備

令和5年3月に策定した部活動指導に関するガイドラインを踏まえ、科学的な根拠に基づいた効果的な指導の充実を図るとともに、各学校において、部活動の活動方針及び活動計画を作成・公表するなど、実効性のある取組を推進し、部活動指導体制の充実を図ります。

あわせて、関係団体、大学等と連携し、競技力及び技能の向上、スポーツや運動、芸術・文化に親しむ等、生徒のニーズに応じた部活動の在り方に関する研究を進め、新たな部活動の在り方及び主体である生徒が必要とするトレーニングや練習を、効果的、効率的に行うことができる創意工夫や改善案等に関する研究報告を各種会議等で行い、普及啓発に努めます。

さらに、専門的知識や技能を持った人材を配置し、指導の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の予防も踏まえた効率的・効果的な指導を行うなど、部活動の指導支援体制の整備を図ります。

(主な取組)

項目	内容
○部活動指導員の配置	高等学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図ります。

(6) 多様化・複雑化した課題に対する教育相談体制の充実

不登校や中途退学、いじめや暴力行為等生徒指導上の事案、発達障害など特別な支援を必要とする生徒への対応など、多様化・複雑化した課題に対応できるように、相談体制の充実及び地域の関係機関や家庭と連携した指導の充実を図ります。また、いじめ対策や不登校生徒支援等に係る様々な人材を配置するとともに、教職員が教育活動に専念できる環境づくりを進めるため、学校における諸課題に迅速かつ適切に対応できるよう各種の支援を行います。

さらに、障害のある生徒とない生徒が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの充実や通級指導を推進するため、教員の特別支援教育に係る理解啓発や指導力の向上を図るほか、発達障害に係る教育プログラムの研究の推進、小・中学校との切れ目ない連携体制の構築を図ります。

(主な取組)

項目	内容
<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラー⁸の全校配置 ○スクールソーシャルワーカー⁹の配置・派遣 ○スーパーバイザー¹⁰の配置 ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー連絡会議の開催 	<p>全県立高校にスクールカウンセラーを配置するほか、各学校の要望に応じ、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣します。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症による状況の変化を踏まえ、通常の配置以外にも、生徒の悩みを早期に発見したり、継続的にケアしたりできるよう、各校の要請に応えられる緊急派遣体制の充実を図ります。</p> <p>また、教職員の生徒指導や教育相談に関する専門的・実践的な研修を実施し、教育相談体制の充実を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○不登校・発達支援相談室の設置 ○24時間子供SOSダイヤルの設置 ○SNSを活用した相談の実施 	<p>心の問題に関する高度な専門的知識・経験を有する臨床心理士が、面接又は電話による教育相談を行うとともに、心理カウンセラー資格を有する者がSNSによる相談に対応します。</p> <p>また、災害や感染症などにより様々な不安を抱えた生徒や、特に震災による心の傷が癒えず環境の変化などに適応できない生徒に対応して心のケアを進めるよう、相談体制を強化します。</p>

⁸ スクールカウンセラー・・・児童生徒の生活上の問題や悩みに対する相談・カウンセリングや保護者・教職員への助言・援助を行う目的で学校に配置されている公認心理師や臨床心理士などの資格を持った専門家。

⁹ スクールソーシャルワーカー・・・問題を抱えた生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整、学校内における支援体制の構築を行う目的で学校に配置されている社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持った専門家。

¹⁰ スーパーバイザー・・・スクールカウンセラー、またはスクールソーシャルワーカーに対して、その業務に関する指導・助言等や県教育委員会主催の研修会等の講師等の業務を行う、資格を持った専門家。

項 目	内 容
<p>○生活面や学習面において個に応じたサポート等を行う支援員の配置</p> <p>○心のサポートアドバイザー¹¹の配置</p> <p>○高等学校生徒指導連絡会議等の開催</p>	<p>生徒指導や学習支援を行う支援員を配置し、多様な背景や要因による悩みを抱える生徒に対して個に応じたサポートを行うほか、関係機関や外部の専門家等との連携・協力のネットワークを強化し、組織的・体系的な生徒指導を進め、問題の早期発見・早期解決を図ります。</p>
<p>○通級による指導に関する研修の実施</p>	<p>高等学校における通級による指導の担当者等を対象とした研修を通して、主たる指導者の育成と、担当者の専門性及び指導力の向上を図ります。</p>
<p>○学びの多様性を活かした教育プログラムの研究</p>	<p>発達障害の可能性のある生徒に対する効果的な指導・支援に関する教育プログラムを研究し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。</p>
<p>○小・中学校等との連携体制の構築</p> <p>○共に学ぶ教育推進フォーラムの開催</p>	<p>小・中学校などと連携し、障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶことで得られる教育的効果を検証するとともに、取組について理解啓発を図ります。</p>

¹¹ 心のサポートアドバイザー・・・学校及び保護者からの相談に応じるとともに、市町村や学校の派遣要請に応じた支援を行うほか、問題行動等対策推進校を巡回訪問し、指導・助言を行う目的で県教育委員会に配置されているスタッフ。

2 未来を拓く魅力ある学校づくり

(1) 社会的ニーズに応じた高校，学科の在り方

①学科等の在り方

各高校がスクール・ミッションに沿って特色化・魅力化を図る観点から，普通科改革を含めた普通科の在り方について検討するとともに，地域産業を支える人材育成に繋がる専門学科や総合学科の在り方について，令和4年5月の宮城県産業教育審議会の答申（今後の産業教育の在り方について）を踏まえ，検討していきます。

専門学科については，南部地区における土木の学びの充実など，地域の産業構造やニーズに応じた学びの在り方について検討するほか，総合学科については，系列を相互に関連付けた学びの実践など，少子化の中でも地域の特性や生徒のニーズに応じた幅広い学びの在り方について検討していきます。

②地域等との連携

高校教育の質の向上を図り，生徒の豊かな学びを実現するため，地域等と連携した特色ある教育活動が求められていることを踏まえ，地域パートナーシップ会議により，地域や企業，NPO法人等の教育資源や地域人材の活用を図ります。また，地域住民や保護者等との連携による学校経営力の向上を図るため，松島高校，中新田高校，志津川高校（令和5年4月1日から南三陸高校）に導入しているコミュニティ・スクールについて，他の学校への導入も検討していきます。

(2) 学びの多様化への対応

「第3期県立高校将来構想」では、「目指す学校づくりの方向性」の取組の1つとして、学びの多様化への対応を掲げており、学び直し等の課題に対しては、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒への対応など、様々な学びのニーズに応える新たなタイプの学校の設置を検討することとしています。また、定時制課程については、これまでの勤労青年のための学びの場としての役割に留まらない様々なニーズに応える学校づくりを推進するほか、通信制課程については、学習環境の整備と教育内容の充実を図ることとしています。

なお、学びの多様化への対応に当たっては、教員の生徒に対する指導の在り方も変化が求められることから、学習者中心の支援を行えるように教員の資質・能力の向上を図るとともに、社会の形成者としての自覚や、自己効力感及び自己有用感の涵養について、志教育との関連も意識して取り組んでいきます。

①新たなタイプの学校

生徒の能力・適性や興味・関心、進路希望が多様化する中で、生徒の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための学校づくりが必要です。また、学校生活や学習に困難さを抱える生徒を含め、様々な生徒が充実した学校生活を送るためには、学習に対する支援をはじめとした学校生活全般に関する支援体制の構築が必要です。

このことから、時代や社会の変化、生徒のニーズを踏まえて、以下のような「新たなタイプの学校」の設置について検討します。

項目	内容
コンセプト	○個々に応じた多様な学び方を提供することにより、生徒自らが高校生活をデザインし、夢や希望を実現することができる学校
主に対象となる生徒	○個々の状況に合わせてフレキシブルに学ぶことにより、自己実現や進路実現を目指す生徒
学校の概要	○学校の位置付け：定時制課程と通信制課程の機能を併せ持った全日制課程 ○学校規模：募集定員は4～5学級規模（160人～200人）を想定 ○設置場所：仙台市内又は仙台近郊の既存校（学校の選定に当たっては、新たなタイプの学校への転換により、既存校の特色や活力の向上に繋がることなどを考慮）
学校の特色	○フレキシブルな学び方 <ul style="list-style-type: none"> ・単位制の導入（生徒が自由に教科・科目を選択，フリークラス） ・幅広い授業時間帯の設定（生徒一人一人の生活スタイルに柔軟に対応） ・単位の半期認定の導入（生徒の状況に応じた柔軟な時間割の編成） ・全通併修制度の活用（登校が難しい生徒の学習機会の充実） ○魅力ある学び <ul style="list-style-type: none"> ・探究的な学び（地域に関する学びや教科・科目に関する学びなど） ・地域等と連携した学び（大学等の講義受講や社会人聴講生の受入れなど） ・学校外学修（ボランティア，インターンシップ，資格取得，高卒認定など） ・多様な人材を活用した学び（企業経験者による探究プログラムの展開など）

項目	内容
学校の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○多種多様な教科・科目 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な進路希望に応じた教科・科目（大学進学から就職まで対応） ・学び直し等に対応した教科・科目 ・キャリアデザインモデルの提示（生徒の学習プラン作成のサポート） ○サポート体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・チューター¹²制の導入（生徒の希望する進路の実現等に向けたサポート） ・多様なスタッフの活用（学習支援員，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，スクールロイヤー¹³など） ・チューター間の連絡体制（生徒一人一人の学習や生活状況の共有） ・ICTを活用した生徒との連絡体制（登下校及び授業の出欠など）
開校時期	<ul style="list-style-type: none"> ○令和8年度を想定

¹² チューター・・・クラスがない学校において、担任の替わりとなる教員。学校生活や学習のサポートなど、生徒の希望する進路実現や目標達成に向けてサポートを行う。

¹³ スクールロイヤー・・・学校等におけるいじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援のために、学校からの法的相談への対応や、いじめ予防教室の講師等を行う弁護士。

②定時制課程

定時制課程は、従来からの働きながら学ぶ場としての役割も果たしているものの、学習や学校生活に困難さを抱える生徒が学ぶ場としての役割が大きくなっています。また、現状で在籍者数が定員を下回っている学校が多く、さらに今後、県内の中学校卒業生数も減少すると見込まれていることから、現在の体制を維持することは困難になると考えられます。

以上のことから、令和元年度に開催した県立高等学校将来構想審議会の答申に基づき、学習環境の充実と学校の体制の整備を図ります。

項目	具体的な取組
学習環境の充実	<ul style="list-style-type: none">○単位制の導入等により、学習や学校生活に困難さを抱える生徒が学習を継続できる体制を整備します。○定通併修制度の推進、ICT機器やデジタル教材の活用を通して、生徒の興味・関心、進路希望に対応できる学習環境の充実を図ります。○自分の生活スタイルや学習のペースに合わせた時間帯での学習が可能であることなど、定時制課程の特長について広く情報発信を行います。
学校の体制整備	<ul style="list-style-type: none">○定時制課程は、学習時間帯や科目選択の多様性を確保するために多部制への移行を検討します。○移行に際しては、機能集約による限られた資源の有効活用や体制の充実を図るために、定時制課程同士の再編、さらには課程の枠を越えた学校の再編を検討します。再編後の学校については、前述する新たなタイプの学校への移行も含めて検討します。○ただし、著しく通学が困難となる場合などの地域性や専門学科の学びの機会の確保など、考慮すべき事情がある場合には、当面の間、再編を留保するなどの配慮を行いますが、引き続き再編等について検討していきます。なお、この場合であっても他校、他課程との連携、さらにはICTを活用した遠隔授業等により学習環境の充実を図ります。

③通信制課程

県内唯一の公立通信制高校である美田園高校において、在学中の学習の継続や進路の達成に向けて教育内容の充実を図るとともに、ICTを活用した学習の推進や学習サポーターによる学習支援の充実など、生徒一人一人のニーズに応じた個別の支援を強化します。また、全日制高校や定時制高校において、様々な背景を抱えた生徒等の多様な学習ニーズに対応するため、美田園高校を活用した併修制度について、活用方法や実践事例の周知等に取り組むことにより、更なる推進を図っていきます。

(3) 再編等の考え方

①基本的な考え方

「第3期県立高校将来構想」では、生徒の興味・関心や多様な進路希望に対応できるような教科・科目の開設とともに、学習活動や学校行事の充実などの観点から、活力ある教育環境の確保には一定の学校規模が必要であり、全日制課程の適正な学校規模の目安を4～8学級（1学年）としています。

適正規模を下回る1学年3学級規模以下の本校及び分校については、速やかに再編の検討を進めます。また、適正規模の学校であっても、各地区における中学校卒業生数減少の状況を踏まえながら、再編等を検討します。

なお、再編等の検討に当たっては、以下の観点により行います。

<p><観点></p> <ul style="list-style-type: none">○社会的状況<ul style="list-style-type: none">・中学校卒業生数の見込み・公共交通機関等の状況○学校の状況<ul style="list-style-type: none">・各高校の現状（規模、充足率、施設）・学校配置や学科バランス・各高校が果たしている役割○今後、地区において高校に求められる役割

②現状で適正規模を下回る学校の取扱い

○1学年2学級及び3学級規模の学校

1学年2学級及び3学級規模の学校は、当面、特例校として存続しますが、引き続き再編について検討を行います。

ただし、特例校であっても、在籍生徒数¹⁴が収容定員の3分の2未満となった場合、3学級規模の学校にあつては学級減することを検討します。また、2学級の学校にあつては、募集停止することを検討しますが、学校が所在する市町の中学校からの入学状況¹⁵など、学校や地域の実情を考慮して分校とすることも検討します。

○1学年1学級規模の学校

1学年1学級規模の学校であっても、在籍生徒数が収容定員の3分の2未満となった場合には、存廃について検討します。

¹⁴ 各年の5月1日時点における在籍生徒数。以下同じ。

¹⁵ 学校が所在する市町（合併特例法に基づき合併した市町にあつては平成15年3月31日時点での市町）における直近3年の中学校卒業生数の4分の1以上が在籍しているかを目安とする。

③適正規模を下回る学校における学びの在り方

適正規模を下回る学校については、生徒の興味・関心や多様な進路希望に応じた教科・科目の開設が難しいこと、多様な価値観に触れる機会が少ないこと、生徒のニーズに応じた部活動（特に、団体競技等の部活動）の設置や学校行事の充実が難しいことなど、活力ある教育環境を確保する上での課題があります。

適正規模を下回る1学年3学級規模以下の学校については、再編等の検討過程において、当面は存続することも想定されることから、活力ある教育環境を確保するために、様々な取組や運営上の工夫を講じていきます。

○ICTを活用した遠隔教育システムの導入による学習環境の充実

適正規模を下回る学校については、教員の配置数が少ないため、生徒の興味・関心や多様な進路希望に応じた教科・科目の開設が難しいことから、ICTを活用した遠隔教育システムの導入により、学校間のネットワークを構築し、学習環境の充実を図ります。

○地域等との連携による学習活動の充実や多様な交流機会の創出

適正規模を下回る学校については、人間関係に広がりを作ることが難しく、多様な価値観や意見に触れる機会の確保やコミュニケーション能力の育成に課題があることから、地域の協力による体験的な学習の充実や外部講師の招へい、地域行事やボランティア活動への参加など、地域等と連携することにより、学習活動の充実や多様な交流機会の創出を図ります。

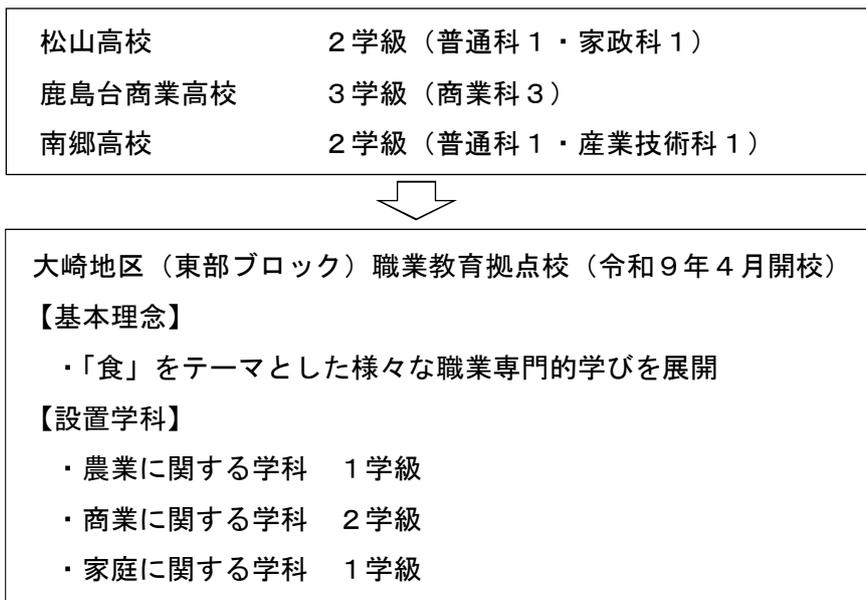
○学校間連携による課外活動の充実

適正規模を下回る学校については、生徒のニーズに応じた部活動の設置や活力ある学校行事の開催が難しいことから、単独校同士の連携により、多様な交流機会を創出し、学校行事や部活動の充実を図ります。

(4) 再編等

①大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校

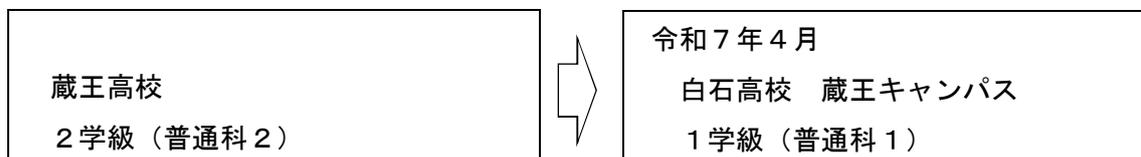
大崎地区の東部ブロックに所在する松山高校、鹿島台商業高校、南郷高校を再編し、地域のニーズを踏まえた魅力ある高校づくりを推進するため、鹿島台商業高校の敷地内に新たな職業教育拠点校を新設します。その際、既存校に設置されている専門学科及び学びを基本とした上で、「食」をテーマとした様々な職業専門的学びを展開し、同地域の資源を利活用しながら地域ブランドの創出や魅力化に取り組み、地域への貢献を目指します。



この再編により、松山高校、鹿島台商業高校、南郷高校は、令和9年度に募集を停止し、令和10年度末を以って閉校します。

②白石高校蔵王キャンパス

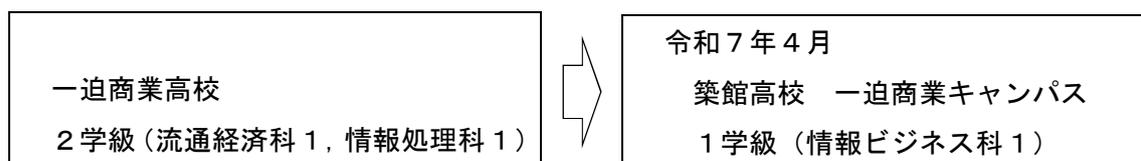
蔵王高校を白石高校の分校とし、名称を白石高校蔵王キャンパスとします。



上記により、令和7年度の入学生から白石高校蔵王キャンパスでの募集となります（令和6年度以前の入学生は、蔵王高校での卒業となります）。

③ 築館高校一迫商業キャンパス

一迫商業高校を築館高校の分校とし、名称を築館高校一迫商業キャンパスとします。



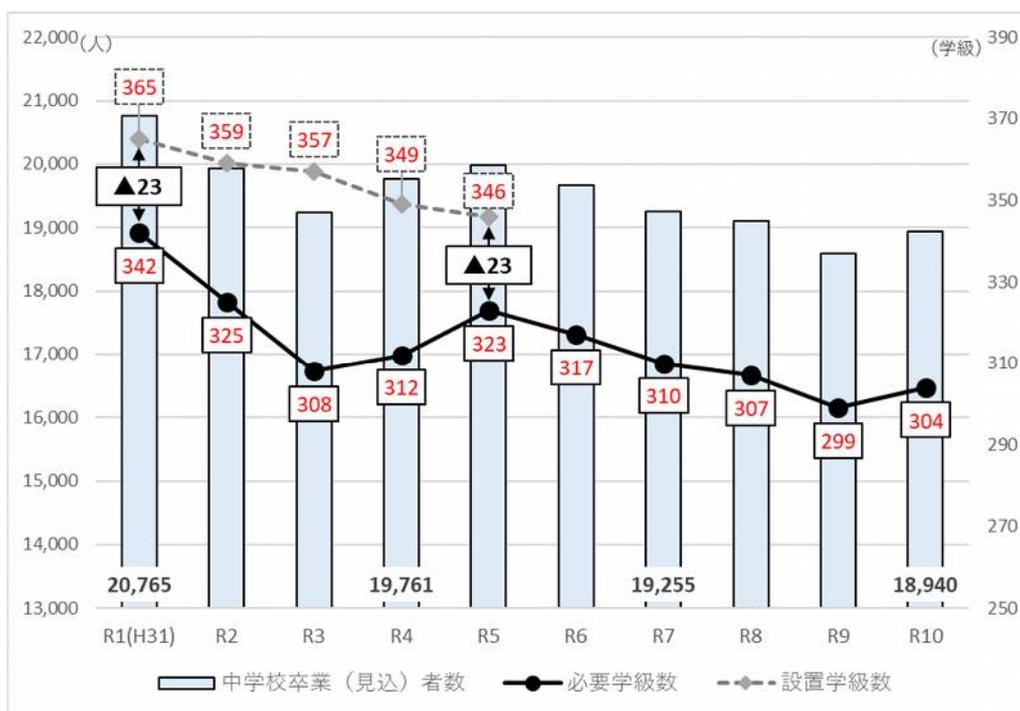
上記により、令和7年度の入学生から築館高校一迫商業キャンパスでの募集となります（令和6年度以前の入学生は、一迫商業高校での卒業となります）。

④ 大河原産業高校

令和5年4月に大河原産業高校が開校することにより、柴田農林高校と大河原商業高校は、令和6年度末を以って閉校します。このことに伴い、柴田農林高校川崎校については、令和7年度から大河原産業高校を本校とします。また、大河原商業高校定時制課程の閉課程に際しては、南部地区への多部制定時制や新たなタイプの学校の設置について併せて検討していきます。

1 今後の中学校卒業者数及び公立高校全日制課程必要学級数（見込）

< 全県 >



グラフ：中学校卒業生数及び公立高校全日制課程必要学級数（見込）

① 中学校卒業生数の見込み

	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
南部地区	1,481	1,428	1,358	1,386	1,512	1,413	1,347	1,238	1,247	1,175
中部地区	13,847	13,182	12,962	13,375	13,474	13,508	13,299	13,284	12,932	13,294
大崎地区	1,864	1,853	1,768	1,811	1,769	1,678	1,667	1,641	1,609	1,611
栗原地区	543	524	484	491	511	482	452	465	468	440
登米地区	717	709	626	645	652	623	613	617	550	597
石巻地区	1,672	1,614	1,485	1,518	1,527	1,450	1,404	1,361	1,346	1,394
気仙沼・本吉地区	641	620	552	535	538	514	473	503	440	429
全県	20,765	19,930	19,235	19,761	19,983	19,668	19,255	19,109	18,592	18,940

注) 学校基本調査（文科省）及び0～5歳児の住民基本台帳人口をもとに、5年間の社会増減を考慮し作成。

(R1(H31)からR4までは実数、以降は推計値)

注) 各年3月末卒業生、中等教育学校（前期課程）修了者を含む。

※注記は以下、各地区においても同じ。

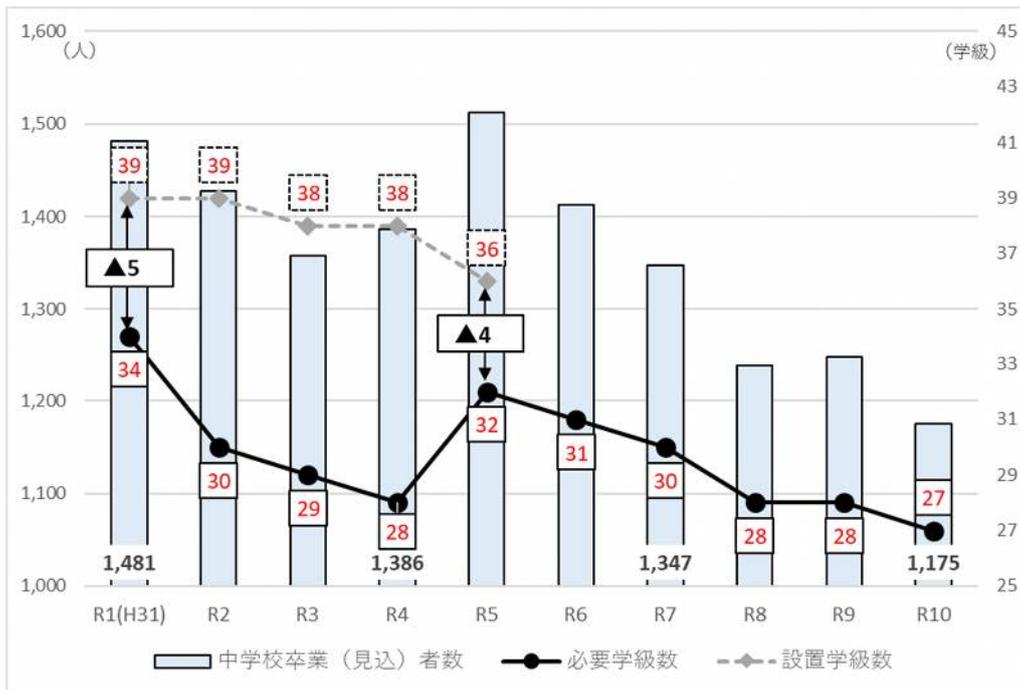
② 公立高校全日制課程必要学級数の見込み

	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
南部地区	34	30	29	28	32	31	30	28	28	27
中部地区	199	190	186	190	193	192	189	189	184	188
大崎地区	37	35	31	31	33	32	32	31	31	31
栗原地区	11	11	10	10	10	10	9	10	9	9
登米地区	13	13	11	12	12	11	11	11	10	11
石巻地区	35	33	30	31	32	30	29	28	28	29
気仙沼・本吉地区	13	13	11	10	11	11	10	10	9	9
全県	342	325	308	312	323	317	310	307	299	304

注) 地区毎の学校配置等の検討の参考とするため、直近5年間の全日制高校進学率、公立進学率等、地区間出入等を用いて作成したもの。(R1(H31)からR4までは実数、以降は推計値)

※注記は以下、各地区においても同じ。

<南部地区>



グラフ：中学校卒業者数及び公立高校全日制課程必要学級数（見込）

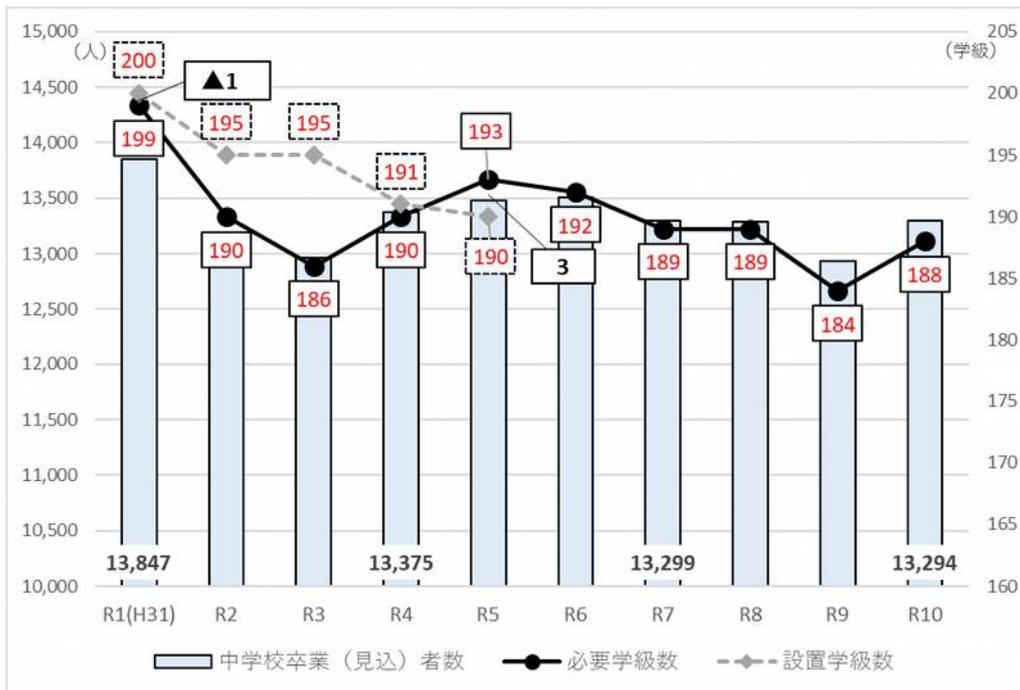
①中学校卒業者数の見込み

南部地区	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
中学校卒業（見込）者数	1,481	1,428	1,358	1,386	1,512	1,413	1,347	1,238	1,247	1,175
H31.3卒業者数との差	0	△ 53	△ 123	△ 95	31	△ 68	△ 134	△ 243	△ 234	△ 306

②公立高校全日制課程必要学級数の見込み

南部地区	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
必要学級数	34	30	29	28	32	31	30	28	28	27
設置学級数	39	39	38	38	36	—	—	—	—	—

<中部地区>



グラフ：中学校卒業者数及び公立高校全日制課程必要学級数（見込）

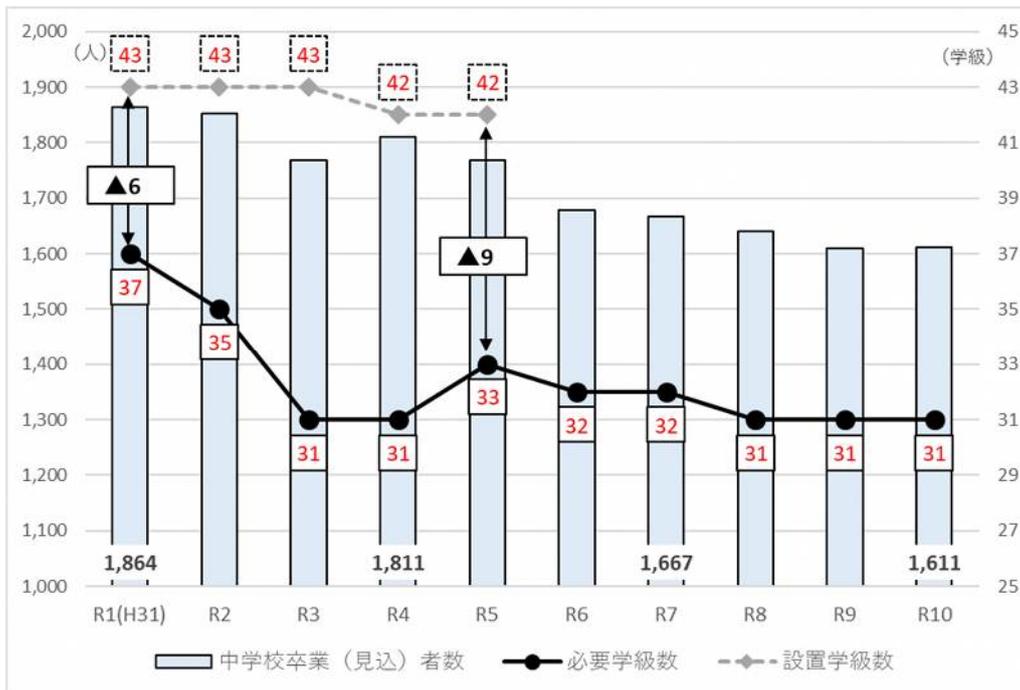
①中学校卒業者数の見込み

中部地区	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
中学校卒業（見込）者数	13,847	13,182	12,962	13,375	13,474	13,508	13,299	13,284	12,932	13,294
H31.3卒業者数との差	0	△ 665	△ 885	△ 472	△ 373	△ 339	△ 548	△ 563	△ 915	△ 553

②公立高校全日制課程必要学級数の見込み

中部地区	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
必要学級数	199	190	186	190	193	192	189	189	184	188
設置学級数	200	195	195	191	190	-	-	-	-	-

<大崎地区>



グラフ：中学校卒業者数及び公立高校全日制課程必要学級数（見込）

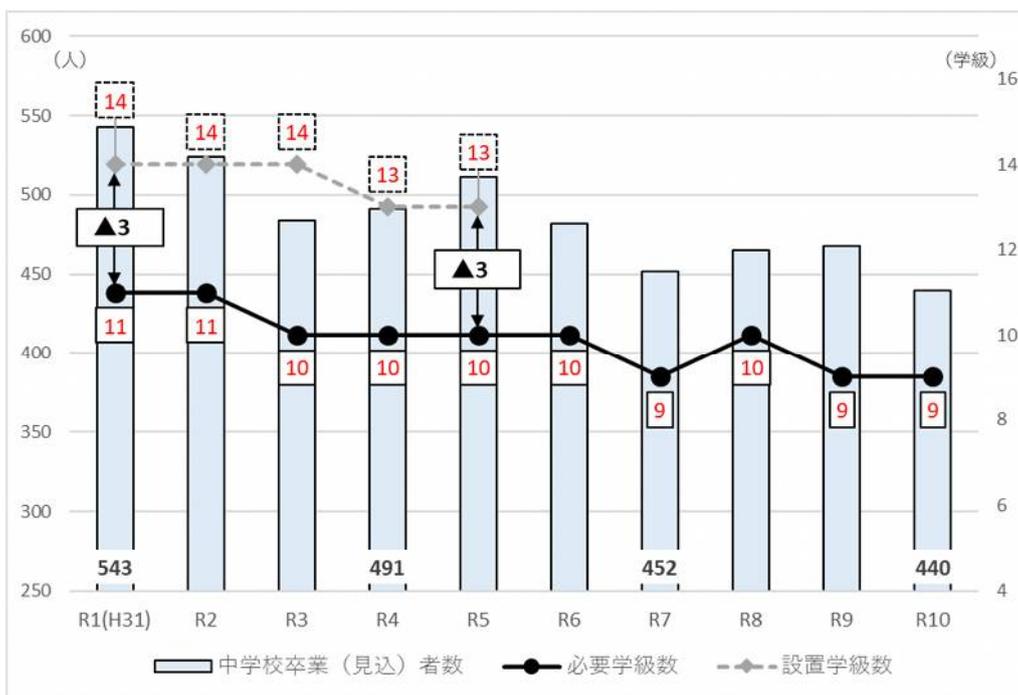
①中学校卒業者数の見込み

大崎地区	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
中学校卒業（見込）者数	1,864	1,853	1,768	1,811	1,769	1,678	1,667	1,641	1,609	1,611
H31.3卒業者数との差	0	△ 11	△ 96	△ 53	△ 95	△ 186	△ 197	△ 223	△ 255	△ 253

②公立高校全日制課程必要学級数の見込み

大崎地区	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
必要学級数	37	35	31	31	33	32	32	31	31	31
設置学級数	43	43	43	42	42	-	-	-	-	-

<栗原地区>



グラフ：中学校卒業者数及び公立高校全日制課程必要学級数（見込）

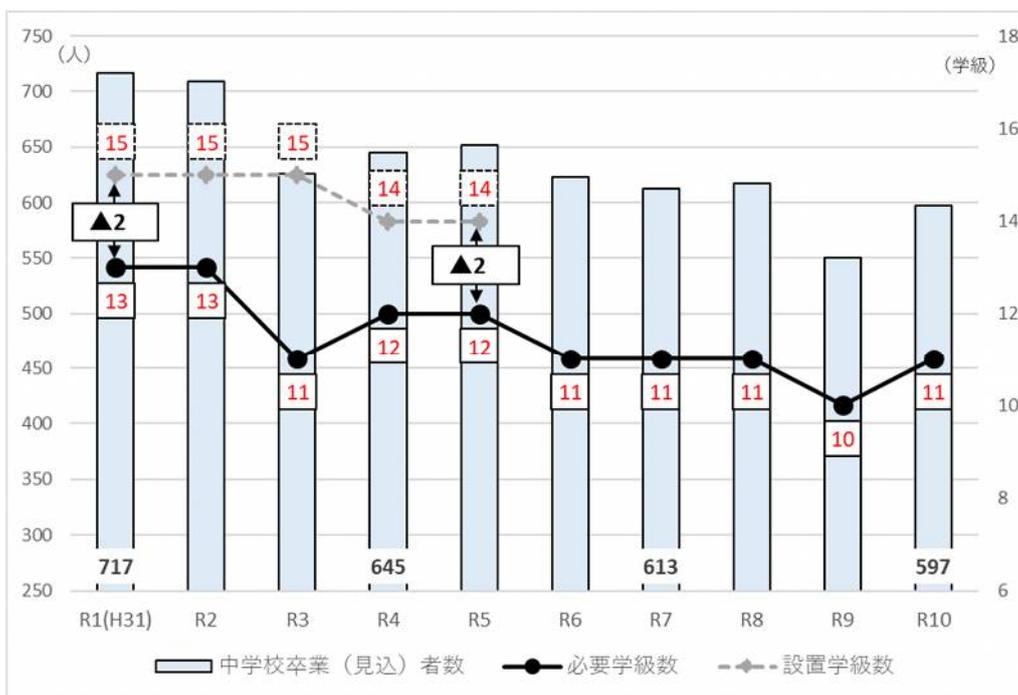
①中学校卒業者数の見込み

栗原地区	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
中学校卒業（見込）者数	543	524	484	491	511	482	452	465	468	440
H31.3卒業者数との差	0	△ 19	△ 59	△ 52	△ 32	△ 61	△ 91	△ 78	△ 75	△ 103

②公立高校全日制課程必要学級数の見込み

栗原地区	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
必要学級数	11	11	10	10	10	10	9	10	9	9
設置学級数	14	14	14	13	13	-	-	-	-	-

<登米地区>



グラフ：中学校卒業者数及び公立高校全日制課程必要学級数（見込）

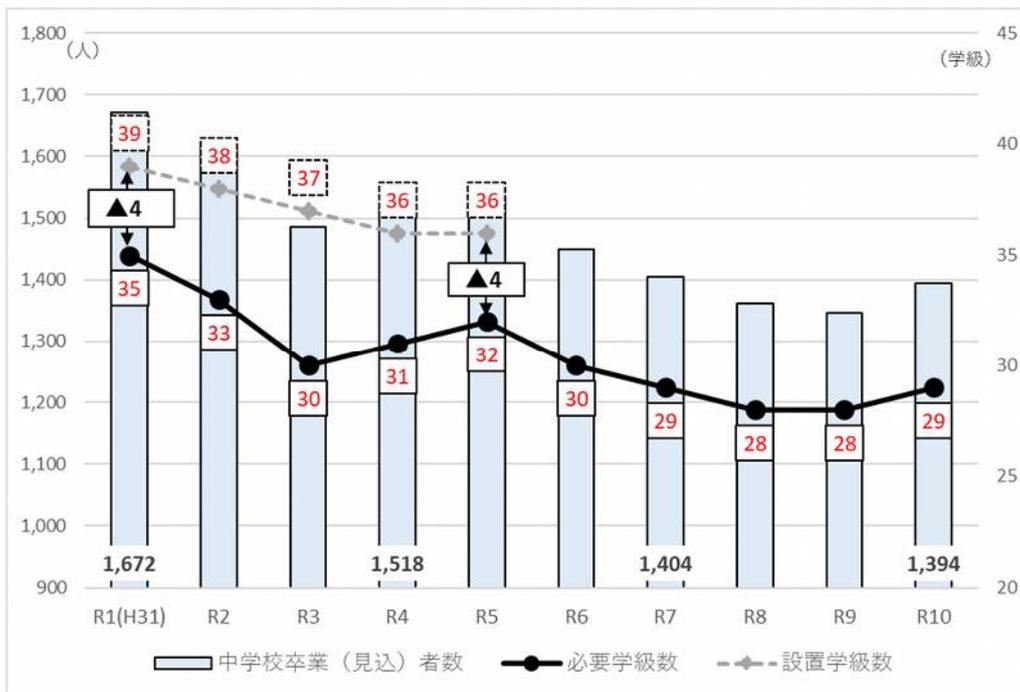
①中学校卒業者数の見込み

登米地区	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
中学校卒業（見込）者数	717	709	626	645	652	623	613	617	550	597
H31.3卒業者数との差	0	△ 8	△ 91	△ 72	△ 65	△ 94	△ 104	△ 100	△ 167	△ 120

②公立高校全日制課程必要学級数の見込み

登米地区	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
必要学級数	13	13	11	12	12	11	11	11	10	11
設置学級数	15	15	15	14	14	—	—	—	—	—

<石巻地区>



グラフ：中学校卒業者数及び公立高校全日制課程必要学級数（見込）

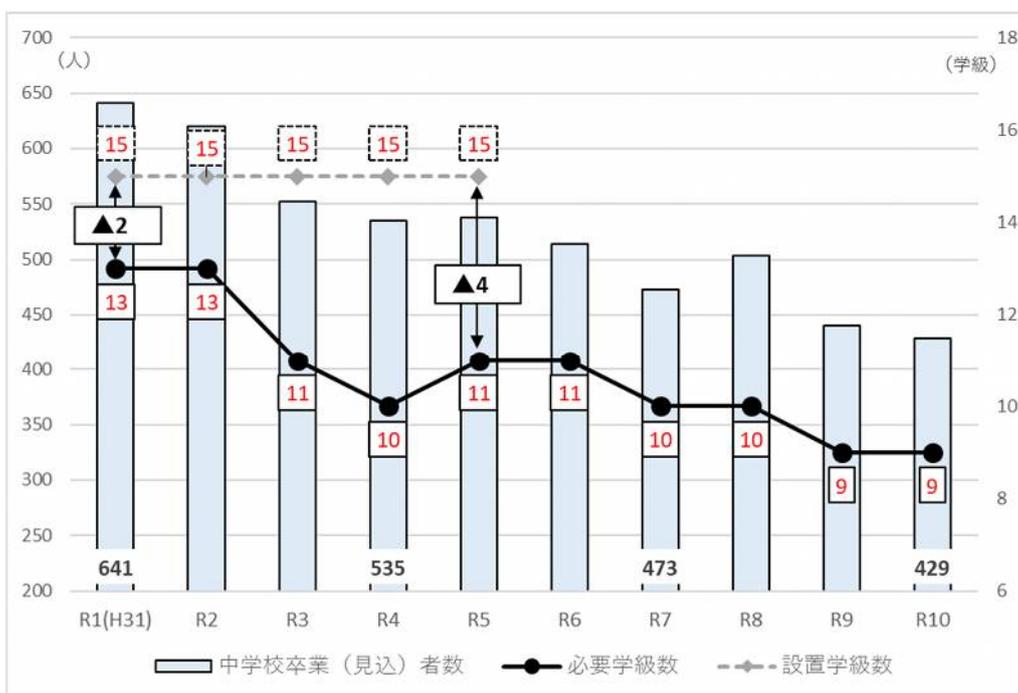
①中学校卒業者数の見込み

石巻地区	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
中学校卒業（見込）者数	1,672	1,614	1,485	1,518	1,527	1,450	1,404	1,361	1,346	1,394
H31.3卒業者数との差	0	△ 58	△ 187	△ 154	△ 145	△ 222	△ 268	△ 311	△ 326	△ 278

②公立高校全日制課程必要学級数の見込み

石巻地区	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
必要学級数	35	33	30	31	32	30	29	28	28	29
設置学級数	39	38	37	36	36	-	-	-	-	-

<気仙沼・本吉地区>



グラフ：中学校卒業者数及び公立高校全日制課程必要学級数（見込）

①中学校卒業者数の見込み

気仙沼・本吉地区	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
中学校卒業（見込）者数	641	620	552	535	538	514	473	503	440	429
H31.3卒業者数との差	0	△ 21	△ 89	△ 106	△ 103	△ 127	△ 168	△ 138	△ 201	△ 212

②公立高校全日制課程必要学級数の見込み

気仙沼・本吉地区	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
必要学級数	13	13	11	10	11	11	10	10	9	9
設置学級数	15	15	15	15	15	—	—	—	—	—

2 令和5年度 公立全日制高校の配置状況

令和5年度 募集 学級数	南部地区			中部地区			大崎地区			栗原地区			登米地区			石巻地区			気仙沼・本吉地区			
	学校数	所在市町	学校名	学校数	所在市町	学校名	学校数	所在市町	学校名	学校数	所在市町	学校名	学校数	所在市町	学校名	学校数	所在市町	学校名	学校数	所在市町	学校名	
8	7			7	若林区 青葉区 宮城野区 青葉区 青葉区 泉区 塩釜市	仙台第一 仙台第二 仙台第三 工業 仙台(※) 仙台商業(※) 塩釜																
7	8	1	白石市	7	青葉区 太白区 太白区 多賀城市 岩沼市 富谷市 利府町	宮城第一 仙台三桜 仙台南 仙台南 多賀城 名取 富谷 利府																
6	20	2	白石市 大河原町	11	若林区 泉区 泉区 泉区 太白区 青葉区 若林区 宮城野区 宮城野区 名取市 名取市	仙台二華 泉 泉松陵 泉錦山 仙台西 仙台広瀬 宮城 仙台真 宮城野 宮城野 仙台工業(※) 名取北 農業	古川 古川黎明 古川工業	2	登米市 登米市	佐沼 登米総合産業	1	石巻市	石巻	1	気仙沼市	気仙沼						
5	7			3	太白区 亘理町 大和町	仙台向山 亘理 黒川	1	栗原市	追桜													
4	10	2	柴田町 角田市	1	松島町	松島	1	栗原市	築館													
3	8	2	村田町 丸森町				3	大崎市 加美町 色麻町	鹿島台商業 中新田 加美農業													
2	7	1	蔵王町				3	大崎市 大崎市 美里町	松山 岩出山 南郷	2	栗原市 栗原市	岩ヶ崎 一迫商業	1	登米市	登米							
1	1	1	川崎町																			
学校数 計	68	9		29			11		4													4
学級数 計	346	36		190			42		13													15
学級数 平均	5.1	4.0		6.6			3.8		3.3													3.8

※印は市立。仙台、仙台工業は30人または35人学級。

第3期県立高校将来構想第2次実施計画

宮城県教育委員会（教育庁教育企画室）

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

TEL 022-211-3617

E-mail kyoikupe@pref.miyagi.lg.jp

HP <https://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う規則改正について

規則名	改正理由	改正内容	該当ページ
<p>県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続きに関する規則</p> <p>(第9号議案)</p>	<p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規則に規定している再任用職員に関する規定を削除する。 ・「暫定再任用職員」について、附則により規定する。 	<p>P. 49 ～ P. 52</p>
<p>指導力不足等教員の取扱いに関する規則</p> <p>(第10号議案)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・規則に規定している再任用職員に関する規定を削除する。 ・「暫定再任用職員」について、附則により規定する。 ・上記改正に併せ、所要の文言整理を行う。 	<p>P. 53 ～ P. 67</p>
<p>宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則</p> <p>(第11号議案)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・規則中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 ・「暫定再任用職員」について、附則により規定する。 ・上記改正に併せ、所要の文言整理を行う。 	<p>P. 68 ～ P. 73</p>

※改正規則は、令和5年4月1日（所要の文言整理は公布の日）から施行する。

地方公務員の定年引上げの概要（宮城県）

国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も原則 60 歳から 65 歳まで段階的に引き上げられること等を踏まえ、地方公務員（宮城県職員）についても国家公務員と同様に以下の措置を講ずるもの。

【定年の段階的な引き上げ】

○ 現行 60 歳の定年を 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げて 65 歳とする。

定年年齢	令和5～ 6年度	令和7～ 8年度	令和9～ 10年度	令和11～ 12年度	令和13年度 (完成)
		61歳	62歳	63歳	64歳
職員の令和4年度末年齢	59歳	58歳	57歳	56歳	55歳

1. 給与等に関する措置

○ 国家公務員の給与及び退職手当について以下の措置が講じられることを踏まえ、地方公務員についても、均衡の原則（地方公務員法第 24 条）に基づき、条例において必要な措置を講じる。

- 当分の間、60 歳を超える職員の給料月額を、60 歳前の 7 割水準に設定する。
- 60 歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

2. 定年前再任用短時間勤務制の導入

○ 60 歳に達した日以後定年前に退職した職員について、**本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は 65 歳まで）**することができる制度を導入する。

【定年前再任用短時間勤務制のイメージ】

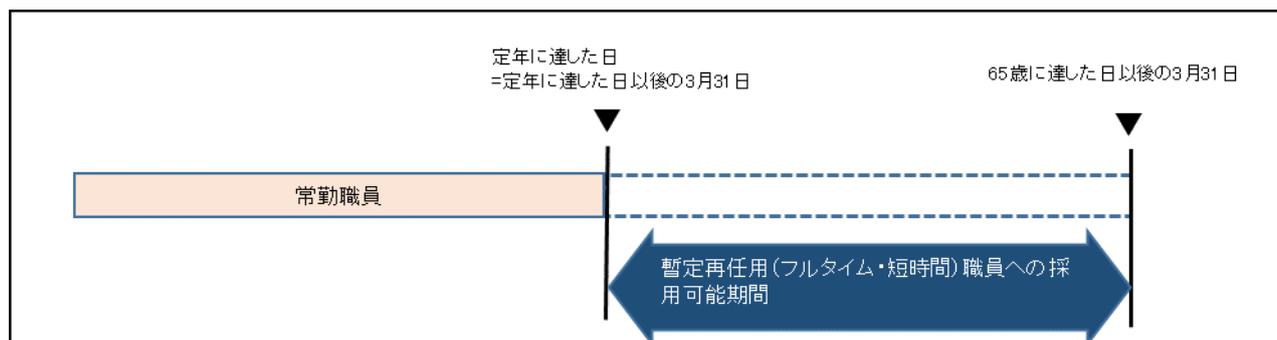


3. 暫定再任用制度

- 定年退職以降、年金が支給される65歳に達した日以後の3月31日までの間、本人の希望に基づく選考により暫定再任用職員として任用する制度（フルタイム又は短時間）。

※制度移行期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として現行と同様の暫定再任用制度を存置

【暫定再任用職員のイメージ】

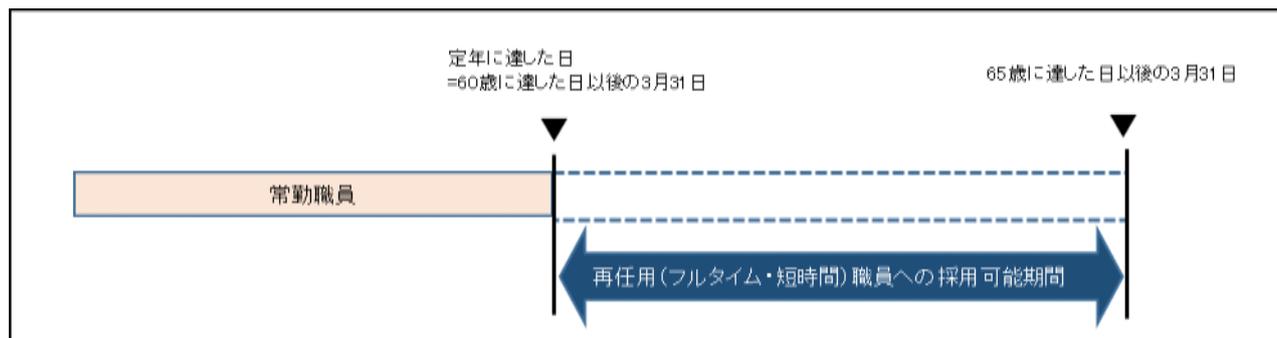


- 定年の引上げに併せて、現行の60歳定年退職者の再任用制度を廃止

【参考】再任用制度（現行）

- 定年退職（60歳に達した日以後最初の3月31日）以降、65歳に達した最初の3月31日までの間、本人の希望に基づく選考により再任用職員（フルタイム又は短時間）としての任用する制度。

【再任用職員のイメージ】



第9号議案

県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の
手続に関する規則の一部改正について

県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則（平成14年宮城県教育委員会規則第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月16日提出

宮城県教育委員教育長 伊 東 昭 代

県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の 手続に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 現行の再任用制度が廃止されることから、「再任用職員」を削除する。
- (2) 経過措置として、現行の再任用制度と同様の内容の暫定再任用制度が設けられることから、「暫定再任用職員」について、附則により規定する。

3 施行期日

令和5年4月1日

県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則（平成十四年宮城県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「及び養護助教諭（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者（以下この号において「再任用職員」という。）を除く。）並びに講師（再任用職員及び）」を「、養護助教諭及び講師（」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対する改正後の第二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「、養護助教諭及び講師（」とあるのは、「及び養護助教諭（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された者（以下この号において「暫定再任用職員」という。）を除く。）並びに講師（暫定再任用職員及び）」とする。

改正案(新)	現行(旧)	備考
<p>第一条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において「県費負担教職員」とは、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>一 略</p> <p>二 教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師()</p> <p>であること。</p> <p>2 非常勤の講師を除く。</p> <p>以下 略</p>	<p>第一条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において「県費負担教職員」とは、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>一 略</p> <p>二 教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭(地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者(以下この号において「再任用職員」という。)を除く。)並びに講師(再任用職員及び非常勤の講師を除く。)であること。</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>	<p>・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二の改正に伴うもの(地方公務員法の一部を改正する法律附則第十五条)。</p>

第10号議案

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部改正について

指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成20年宮城県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月16日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 現行の再任用制度が廃止されることから、再任用職員に係る規定を削除するとともに、文言等の整理を行う。
- (2) 経過措置として、現行の再任用制度と同様の内容の暫定再任用制度が設けられることから「暫定再任用職員」について、附則により規定する。

3 施行期日

令和5年4月1日

ただし、文言等の整理については、公布の日から施行する。

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成二十年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「に基づく指導改善研修」を「第二十五条第一項の指導改善研修（同項に規定する指導改善研修をいう。以下同じ。）」に、「指導改善研修終了時における」を「指導改善研修の終了時における同条第四項の」に、「若しくは生徒が」を「又は生徒が」に改め、「ため」の下に「指導改善研修に準じた」を加え、「当該研修終了時」を「当該研修の終了時」に、「手続き等」を「手続等」に改める。

第二条第一項中「（以下「県教育委員会」という。）」及び「で、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者を除くもの」を削り、同条第二項第一号中「法第二十五条第一項の規定により」を削り、「認定された」を「して法第二十五条第一項の認定がされた」に改め、同項第二号中「もの」を「者」に改め、同条第三項中「法第二十五条第一項に規定する」を削る。

第三条第一項中「の認定」の下に「（次条第一項の指導力不足等教員の認定をいう。以下同じ。）」を加え、「県教育委員会教育長」を「宮城県教育委員会教育長」に改め、同条第三項中「報告のあった教員」を「当該報告に係る教員」に改め、同条第四項中「、認定申請」を「、当該認定申請」に改める。

第四条第一項中「宮城県指導力不足等審査委員会」を「宮城県指導力不足等教員審査委員会」に改め、同条第三項中「第一項」を「指導力不足等教員」に、「当該認定」を「当該指導力不足等教員の認定」に改め、同条第四項中「期間を、」の下に「指導力不足等教員の」を加える。

第五条第七号中「前号まで」を「前各号」に改める。

第七条中「第四条第一項」を「指導力不足等教員」に、「当該認定」を「当該指導力不足等教員の認定」に、「同条第三項」を「第四条第三項」に改める。

第八条中「特別研修期間中」を「特別研修の期間中」に、「改善され、又は研修」を「改善された」と認めるとき又は特別研修」に改める。

第九条第一項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第十条第二項中「学校の」を「市町村立学校の」に改め、同条第三項中「第一項の認定」を「指導力不足等教員の認定を」に、「第三号」を「第十条第一項第三号」に、「決定」を「決定を」と「当該指導力不足等教員の認定」とあるのは「当該認定及び決定」に改める。

第十一条第一項中「第二項」を「同条第二項」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に、「又は前項に規定する」を「又は同項の規定による」に、「の認定申請」を「の第三条第三項の申請」に、「第五項の調査等」を「同条第五項の調査及び資料の収集等」に、「同条第一項」を「指導力不足等教員」に改める。

第十二条第三号及び第五号中「当該教員」を「当該教員」に、「及び内容等」を「内容等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第二条第一項の改正規定（「で、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者を除くもの」を削る部分に限る。）及び次項の規定は令和五年四月一日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対する改正後の指導力不足等教員の取扱いに関する規則第二条第一項の規定の適用については、同項中「をいう」とあるのは、「で、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除くものをいう」とする。

○指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）	備考
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十四 年法律第一号。以下「法」という。）第二十五条第 一項の指導改善研修（同項に規定する指導改善研修 をいう。以下同じ。）を受けらるべき教諭等の認定及 び指導改善研修の終了時における同条第四項の指導 の改善の程度に関する認定のほか、児童若しくは生 徒に対する指導又は職務（以下「指導等」という。 ）を適切に行うことができず児童又は生徒が安 心して学校生活を送ることができず学校環境を損な っているため指導改善研修に準じた研修を受けるべ き教員の認定、当該研修の実施及び当該研修の終了 時における指導等の改善の程度に関する認定の手續 等 に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において「教員」とは、宮城県教育 委員会 の任命に 係る教職員のうち、教諭、養護教諭、栄養教諭、助 教諭、養護助教諭又は講師（臨時的任用職員又は非 常勤職員である者を除く。以下同じ。）の職にある 者</p> <p>をいう。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十四 年法律第一号。以下「法」という。）に基づく指導 改善研修 を受けらるべき教諭等の認定及 び指導改善研修終了時における 指導 の改善の程度に関する認定のほか、児童若しくは生 徒に対する指導又は職務（以下「指導等」という。 ）を適切に行うことができず児童若しくは生徒が安 心して学校生活を送ることができず学校環境を損な っているため 研修を受けるべ き教員の認定、当該研修の実施及び当該研修終了時 における指導等の改善の程度に関する認定の手續 等 に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において「教員」とは、宮城県教育 委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に 係る教職員のうち、教諭、養護教諭、栄養教諭、助 教諭、養護助教諭又は講師（臨時的任用職員又は非 常勤職員である者を除く。以下同じ。）の職にある 者で、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十 一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第 一項の規定により採用された者を除くものをいう。</p>	<p>・「指導改善研修」の 定義規定を置くほか文 言の整理</p> <p>・地方公務員法の一部 改正に伴うもの（定年 延長に伴う再任用制度</p>

2 この規則において「指導力不足等教員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 児童又は生徒

に対する指導が不適切であるとして法第二十五条第一項の認定がされた教諭、助教諭及び講師

二 前号に掲げる者のほか、この規則の定めるところにより、職務を適切に行うことができず児童又は生徒が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっていると認定された教諭、助教諭及び講師

三 この規則の定めるところにより、指導等を適切に行うことができず児童又は生徒が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっていると認定された養護教諭、栄養教諭又は養護助教諭

3 この規則において「特別研修」とは、指導改善研修並びに前項第二号及び第三号に掲げる者の指導等の改善のために指導改善研修に準じて行う研修をいう。

(認定申請)

第三条 県立学校の校長は、その所属する教員が第五条に規定する要件（以下「認定要件」という。）に該当すると判断したときは、当該教員に係る指導力不足等教員の認定（次条第一項の指導力不足等教員の認定をいう。以下同じ。）の申請を宮城県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）に対して行うものとする。

2 市町村立学校の校長は、その所属する教員が認定

2 この規則において「指導力不足等教員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 法第二十五条第一項の規定により児童又は生徒に対する指導が不適切であると認定された

教諭、助教諭及び講師

二 前号に掲げるもののほか、この規則の定めるところにより、職務を適切に行うことができず児童又は生徒が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっていると認定された教諭、助教諭及び講師

三 この規則の定めるところにより、指導等を適切に行うことができず児童又は生徒が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっていると認定された養護教諭、栄養教諭又は養護助教諭

3 この規則において「特別研修」とは、法第二十五条第一項に規定する指導改善研修並びに前項第二号及び第三号に掲げる者の指導等の改善のために指導改善研修に準じて行う研修をいう。

(認定申請)

第三条 県立学校の校長は、その所属する教員が第五条に規定する要件（以下「認定要件」という。）に該当すると判断したときは、当該教員に係る指導力不足等教員の認定の申請を県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）に対して行うものとする。

2 市町村立学校の校長は、その所属する教員が認定

・ 文言の整理

・ 「指導改善研修」の定義を置いたことに伴う文言の整理

・ 「指導力不足等教員の認定」の定義を置くほか文言の整理

要件に該当すると判断したときは、当該市町村の教育委員会に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた市町村の教育委員会は、当該報告に係る教員が認定要件に該当すると判断したときは、報告のあった市町村立学校の校長の意見を添えて、当該教員に係る指導力不足等教員の認定の申請を県教育長に対して行うものとする。

4 第一項若しくは前項の申請（以下「認定申請」という。）又は第二項の報告を行うときは、当該認定申請又は報告に係る教員に対する資質能力向上のための日常の指導の結果に基づき、当該教員が認定要件に該当するかどうかを適正に判断しなければならぬ。

5 認定申請は、様式第一号により行うものとする。

6 認定申請を行おうとする者は、あらかじめ、認定申請を行う旨を当該認定申請に係る教員に説明するとともに、当該教員から書面又は口頭により意見を聴取し、その内容を様式第一号に記載するものとする。

（指導力不足等教員の認定等）

第四条 県教育長は、認定申請を受けたときは、その審査を行い、宮城県指導力不足等教員審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、当該認定申請に係る教員が認定要件に該当すると認めたとときは、指導力不足等教員の認定を行う。

2 県教育長は、前項の審査を行うときは、認定申請に係る教員から書面又は口頭により意見を聴取する

要件に該当すると判断したときは、当該市町村の教育委員会に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた市町村の教育委員会は、報告のあった教員が認定要件に該当すると判断したときは、報告のあった市町村立学校の校長の意見を添えて、当該教員に係る指導力不足等教員の認定の申請を県教育長に対して行うものとする。

4 第一項若しくは前項の申請（以下「認定申請」という。）又は第二項の報告を行うときは、認定申請又は報告に係る教員に対する資質能力向上のための日常の指導の結果に基づき、当該教員が認定要件に該当するかどうかを適正に判断しなければならぬ。

5 認定申請は、様式第一号により行うものとする。

6 認定申請を行おうとする者は、あらかじめ、認定申請を行う旨を当該認定申請に係る教員に説明するとともに、当該教員から書面又は口頭により意見を聴取し、その内容を様式第一号に記載するものとする。

（指導力不足等教員の認定等）

第四条 県教育長は、認定申請を受けたときは、その審査を行い、宮城県指導力不足等審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、当該認定申請に係る教員が認定要件に該当すると認めたとときは、指導力不足等教員の認定を行う。

2 県教育長は、前項の審査を行うときは、認定申請に係る教員から書面又は口頭により意見を聴取する

・文言の整理

・文言の整理

ものとする。

3 県教育長は、指導力不足等教員の認定を行うときは、委員会の意見を聴いて、当該指導力不足等教員の認定に係る教員に対し特別研修を実施する期間を併せて決定するものとする。

4 県教育長は、指導力不足等教員の認定を行ったときはその旨及び特別研修を実施する期間を、指導力不足等教員の認定を行わなかったときはその旨を、それぞれ様式第二号により認定申請を行った者に通知するものとする。

5 県教育長は、第一項の審査を行うため、必要な調査及び資料の収集等を行うことができるものとする。

(認定要件)

第五条 指導力不足等教員として認定を行う要件は、疾病以外の理由により、次に掲げる各号のいずれかに該当することとする。

一 教員としての使命及び職務への自覚が不足し、日常的な職務の遂行に支障を来たしていること。

二 児童又は生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができないこと。

三 教員としての力量を高めようとする意欲がなく、向上心を持って教養を磨こうとはしないこと。

四 教科、領域等に関する専門的な知識、技術等が不足し、又は指導方法が不適切であるため、学習指導等を適切に行うことができないこと。

ものとする。

3 県教育長は、第一項の認定を行うときは、委員会の意見を聴いて、当該認定に係る教員に対し特別研修を実施する期間を併せて決定するものとする。

4 県教育長は、指導力不足等教員の認定を行ったときはその旨及び特別研修を実施する期間を、認定を行わなかったときはその旨を、それぞれ様式第二号により認定申請を行った者に通知するものとする。

5 県教育長は、第一項の審査を行うため、必要な調査及び資料の収集等を行うことができるものとする。

(認定要件)

第五条 指導力不足等教員として認定を行う要件は、疾病以外の理由により、次に掲げる各号のいずれかに該当することとする。

一 教員としての使命及び職務への自覚が不足し、日常的な職務の遂行に支障を来たしていること。

二 児童又は生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができないこと。

三 教員としての力量を高めようとする意欲がなく、向上心を持って教養を磨こうとはしないこと。

四 教科、領域等に関する専門的な知識、技術等が不足し、又は指導方法が不適切であるため、学習指導等を適切に行うことができないこと。

・ 文言の整理

・ 文言の整理

五 保護者、地域社会及び関係諸機関と信頼関係を築くことができず、教育活動に必要な連携又は協同を行うことができないこと。

六 他の教職員と協調して学校運営に参加しようとする態度が見られず、又は校務処理を適切に行うことができないこと。

七 前各号に掲げるもののほか、指導等を適切に行うことができず、教育活動又は学校運営に支障が生じていること。

(被認定者等への説明)

第六条 認定申請を行った者は、第四条第四項の通知を受けたときは、当該認定申請に係る教員に対して指導力不足等教員の認定の有無及びその理由等を説明しなければならない。

(特別研修の実施)

第七条 県教育長は、指導力不足等教員の認定を行ったときは、当該指導力不足等教員の認定を行った教員に対し、第四条第三項の規定により決定した期間において、特別研修を実施するものとする。

(特別研修の期間の短縮等)

第八条 県教育長は、特別研修の期間中に指導が著しく改善されたと認めるとき又は特別研修の状況が著しく不良であると認めるときは、委員会の意見を聴いて、特別研修の期間を短縮することができる。

五 保護者、地域社会及び関係諸機関と信頼関係を築くことができず、教育活動に必要な連携又は協同を行うことができないこと。

六 他の教職員と協調して学校運営に参加しようとする態度が見られず、又は校務処理を適切に行うことができないこと。

七 前号までに掲げるもののほか、指導等を適切に行うことができず、教育活動又は学校運営に支障が生じていること。

(被認定者等への説明)

第六条 認定申請を行った者は、第四条第四項の通知を受けたときは、当該認定申請に係る教員に対して指導力不足等教員の認定の有無及びその理由等を説明しなければならない。

(特別研修の実施)

第七条 県教育長は、第四条第一項の規定を行ったときは、当該認定を行った教員に対し、同条第三項の規定により決定した期間において、特別研修を実施するものとする。

(特別研修の期間の短縮等)

第八条 県教育長は、特別研修期間中に指導が著しく改善され、又は研修の状況が著しく不良であると認めるときは、委員会の意見を聴いて、特別研修の期間を短縮することができる。

・ 文言の整理

・ 文言の整理

(校内研修)

第九条 県教育長は、第四条第一項の審査の結果、指導力不足等教員の認定を行わないこととした教員について、委員会の意見を聴いて、指導等の改善のための研修が必要と認めるとき又は次条第一項第二号の認定及び決定を行ったときは、学校内における研修（以下「校内研修」という。）を行うよう、その実施すべき期間を定めて認定申請を行った者に通知するものとし、当該校内研修の実施のために必要な支援を行うものとする。

2 校内研修が終了したときは、当該校内研修に係る教員の認定申請を行った者は、校内研修の成果を県教育長へ報告するものとする。

(特別研修終了時の認定等)

第十条 県教育長は、特別研修が終了したときは、当該特別研修に係る教員から書面又は口頭により意見を聴取し、委員会の意見を聴いて、当該特別研修に係る教員の指導等の改善の程度が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するか認定するとともに、当該各号に掲げる決定を行い、当該認定及び決定を行った旨を様式第三号により認定申請を行った者に通知するものとする。

一 指導力不足等教員に該当しなくなった 学校に復帰することの決定

二 指導力不足等教員に該当しなくなったが、研修を継続する必要がある 校内研修に移行することの決定

(校内研修)

第九条 県教育長は、第四条の審査の結果、指導力不足等教員の認定を行わないこととした教員について、委員会の意見を聴いて、指導等の改善のための研修が必要と認めるとき又は次条第一項第二号の認定及び決定を行ったときは、学校内における研修（以下「校内研修」という。）を行うよう、その実施すべき期間を定めて認定申請を行った者に通知するものとし、当該校内研修の実施のために必要な支援を行うものとする。

2 校内研修が終了したときは、当該校内研修に係る教員の認定申請を行った者は、校内研修の成果を県教育長へ報告するものとする。

(特別研修終了時の認定等)

第十条 県教育長は、特別研修が終了したときは、当該特別研修に係る教員から書面又は口頭により意見を聴取し、委員会の意見を聴いて、当該特別研修に係る教員の指導等の改善の程度が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するか認定するとともに、当該各号に掲げる決定を行い、当該認定及び決定を行った旨を様式第三号により認定申請を行った者に通知するものとする。

一 指導力不足等教員に該当しなくなった 学校に復帰することの決定

二 指導力不足等教員に該当しなくなったが、研修を継続する必要がある 校内研修に移行することの決定

三 指導力不足等教員に該当するが、更に特別研修を行えば、指導等を適切に行うことができる程度までの改善が見込まれる 特別研修の期間を延長することの決定

四 指導力不足等教員に該当し、引き続き特別研修を実施しても指導等を適切に行うことができる程度まで改善する見込みがない 研修以外の措置を検討することの決定

2 県教育長は、前項の認定及び決定を行うときは、当該教員に係る認定申請を行った者（当該教員が市町村立学校に所属する者であるときは、当該市町村立学校の校長を含む。）の意見を求めるものとする。

3 第四条第三項及び第五項並びに第六条の規定は、第一項の認定及び決定について準用する。この場合において、第四条第三項中「指導力不足等教員の認定を」とあるのは「第十条第一項第三号の認定及び決定を」と「当該指導力不足等教員の認定」とあるのは「当該認定及び決定」と、「実施する」とあるのは「延長する」と読み替えるものとする。

（再度の申請等）

第十一条 前条第一項第一号及び第二号の認定及び決定は、当該認定及び決定に係る教員の所属する学校の校長が、当該教員について、学校に復帰し、又は校内研修を行った結果に基づき、再度第三条第一項の申請又は同条第二項の報告を行うことを妨げないものとする。

三 指導力不足等教員に該当するが、更に特別研修を行えば、指導等を適切に行うことができる程度までの改善が見込まれる 特別研修の期間を延長することの決定

四 指導力不足等教員に該当し、引き続き特別研修を実施しても指導等を適切に行うことができる程度まで改善する見込みがない 研修以外の措置を検討することの決定

2 県教育長は、前項の認定及び決定を行うときは、当該教員に係る認定申請を行った者（当該教員が市町村立学校に所属する者であるときは、当該学校の校長を含む。）の意見を求めるものとする。

3 第四条第三項及び第五項並びに第六条の規定は、第一項の認定及び決定について準用する。この場合において、第四条第三項中「第一項の認定」とあるのは「第三号の認定及び決定」と、「実施する」とあるのは「延長する」と読み替えるものとする。

（再度の申請等）

第十一条 前条第一項第一号及び第二号の認定及び決定は、当該認定及び決定に係る教員の所属する学校の校長が、当該教員について、学校に復帰し、又は校内研修を行った結果に基づき、再度第三条第一項の申請又は第二項の報告を行うことを妨げないものとする。

・ 文言の整理

・ 準用条文の改正に伴う読み替え規定の改正

・ 文言の整理

2 県教育長は、前項の規定による校長からの申請又は同項の規定による校長からの報告に基づく市町村教育委員会からの第三条第三項の申請を受けたときで、第四条第一項の審査（同条第二項の意見聴取及び同条第五項の調査及び資料の収集等を含む。）の結果、必要と認めるときは、指導力不足等教員の認定を行わず、委員会の意見を聴いて、当該認定申請に係る教員が次の各号に掲げるもののいずれに該当するかについて認定を行い、当該各号に掲げる決定を行うことができるものとする。

一 指導力不足等教員に該当しない 特別研修を実施する必要のないことの決定

二 指導力不足等教員に該当し、特別研修の実施を要する 特別研修を実施する期間の決定

三 指導力不足等教員に該当し、特別研修を実施しても指導力不足等教員に該当しない程度に改善する見込みがない 研修以外の措置を検討することの決定

3 第四条第四項及び第六条の規定は、前項の認定及び決定について準用する。この場合において、第四条第四項中「様式第二号」とあるのは、「様式第四号」と読み替えるものとする。

4 第七条の規定は、第二項第二号の認定及び決定について準用する。

（委員会の意見）

第十二条 第四条及び第八条から前条までに規定する委員会の意見とは、次の各号に掲げる事項に関する

2 県教育長は、前項に規定する校長からの申請又は前項に規定する校長からの報告に基づく市町村教育委員会からの認定申請を受けたときで、第四条第一項の審査（同条第二項の意見聴取及び同条第五項の調査等を含む。）の結果、必要と認めるときは、同条第一項の認定を行わず、委員会の意見を聴いて、当該認定申請に係る教員が次の各号に掲げるもののいずれに該当するかについて認定を行い、当該各号に掲げる決定を行うことができるものとする。

一 指導力不足等教員に該当しない 特別研修を実施する必要のないことの決定

二 指導力不足等教員に該当し、特別研修の実施を要する 特別研修を実施する期間の決定

三 指導力不足等教員に該当し、特別研修を実施しても指導力不足等教員に該当しない程度に改善する見込みがない 研修以外の措置を検討することの決定

3 第四条第四項及び第六条の規定は、前項の認定及び決定について準用する。この場合において、第四条第四項中「様式第二号」とあるのは、「様式第四号」と読み替えるものとする。

4 第七条の規定は、第二項第二号の認定及び決定について準用する。

（委員会の意見）

第十二条 第四条及び第八条から前条までに規定する委員会の意見とは、次の各号に掲げる事項に関する

・ 文言の整理

ものとする。

- 一 認定申請に係る教員が指導力不足等教員に該当するかどうかの判定に関すること。
- 二 認定申請に係る教員が、指導等を適切に行うことができない事由が疾病に起因するおそれがあるかどうかの判定に関すること。
- 三 認定申請に係る教員が指導力不足等教員に該当する場合における、当該教員に対する特別研修の期間、内容等に関すること。
- 四 特別研修の期間を短縮することが適当かどうかの判定に関すること。
- 五 認定申請に係る教員が指導力不足等教員に該当しない場合における、当該教員に対する校内研修の必要性、期間、内容等に関すること。
- 六 特別研修を終了した教員の指導等の改善の程度の判定に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、指導力不足等教員の取扱いに関し県教育長が必要と認めた事項に関すること。

(秘密の保持)

第十三条 委員会の委員は、この規則に定める職務を行うに当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、指導力不足等教員の取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別

ものとする。

- 一 認定申請に係る教員が指導力不足等教員に該当するかどうかの判定に関すること。
- 二 認定申請に係る教員が、指導等を適切に行うことができない事由が疾病に起因するおそれがあるかどうかの判定に関すること。
- 三 認定申請に係る教員が指導力不足等教員に該当する場合における、当該教員に対する特別研修の期間及び内容等に関すること。
- 四 特別研修の期間を短縮することが適当かどうかの判定に関すること。
- 五 認定申請に係る教員が指導力不足等教員に該当しない場合における、当該教員に対する校内研修の必要性、期間及び内容等に関すること。
- 六 特別研修を終了した教員の指導等の改善の程度の判定に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、指導力不足等教員の取扱いに関し県教育長が必要と認めた事項に関すること。

(秘密の保持)

第十三条 委員会の委員は、この規則に定める職務を行うに当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、指導力不足等教員の取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別

・文言の整理

・文言の整理

に定める。

に定める。

第 1 1 号議案

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の
一部改正について

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和 3 6 年宮
城県教育委員会規則第 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 1 6 日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正の概要

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されることから、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- (2) 経過措置として、現行の再任用制度と同様の内容の暫定再任用制度が設けられることから、「暫定再任用職員」について、附則により規定する。
- (3) 上記改正に併せ、所要の文言整理を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

ただし、(3)は公布の日から施行する。

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和三十六年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」を「附属機関の構成員等の給与条例」に改める。

別表（その二）中「~~再任用職員~~」を「~~再任用職員~~勤務職員」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）は、この規則による改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（以下「新規則」という。）別表（その二）に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則の規定を適用する。

○宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)	備考
<p>第一条から第十一条まで (略)</p> <p>(非常勤の嘱託員等の費用弁償の額)</p> <p>第十二条 所属長は、附属機関の構成員等の給与条例</p> <p>第八条の規定により非常勤の嘱託員等の費用弁償の額を決定する場合は、その者に相当する職務の級を教職員課長と協議しなければならない。</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表(その一) (略)</p> <p>別表(その二) (別紙)</p>	<p>第一条から第十一条まで (略)</p> <p>(非常勤の嘱託員等の費用弁償の額)</p> <p>第十二条 所属長は、附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例第八条の規定により非常勤の嘱託員等の費用弁償の額を決定する場合は、その者に相当する職務の級を教職員課長と協議しなければならない。</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表(その一) (略)</p> <p>別表(その二) (別紙)</p>	<p>・文言の整理</p> <p>・引用する法律の条文の改正</p>

改 正 前

別表（その2）（第3条関係）

再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員）、特定業務等従事任期付職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号。以下「任期付職員条例」という。）第2条の2の規定により採用された職員）及び任期付短時間勤務職員（任期付職員条例第2条の3の規定により採用された職員）の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表（一）	教育職給料表（二）	研究職給料表	医療職給料表（一）	医療職給料表（二）	医療職給料表（三）	給与条例第25条に規定する職員
8級	9級	4級		5級	4級			
7級	8級	3級	4級 3級			7級		
6級	7級			4級	3級	6級	6級	
5級	6級	特2級	特2級					
4級	5級	2級	2級	3級	2級	5級	5級	5級
3級	4級			2級	1級	4級 3級	4級 3級	4級
2級	3級 2級 1級	1級	1級	1級		2級	2級	3級
1級						1級	1級	2級 1級

別表(その2)(第3条関係)

定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項

の規定により採用された職員), 特定業務等従事任期付職員(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮城県条例第9号。以下「任期付職員条例」という。))第2条の2の規定により採用された職員)及び任期付短時間勤務職員(任期付職員条例第2条の3の規定により採用された職員)の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表(一)	教育職 給料表(二)	研究職 給料表	医療職 給料表(一)	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)	給与条例第 25条に規定 する職員
8級	9級	4級		5級	4級			
7級	8級	3級	4級 3級			7級		
6級	7級			4級	3級	6級	6級	
5級	6級	特2級	特2級					
4級	5級	2級	2級	3級	2級	5級	5級	5級
3級	4級			2級	1級	4級 3級	4級 3級	4級
2級	3級 2級 1級	1級	1級	1級		2級	2級	3級
1級						1級	1級	2級 1級

第 1 3 号議案

博物館法施行細則について

博物館法施行細則（昭和 2 7 年宮城県教育委員会規則第 6 号）を別紙のとおり全部改正し，博物館法施行細則を制定する。

令和 5 年 3 月 1 6 日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

博物館法施行細則の改正の概要

1 改正理由

令和4年4月、博物館法の一部が改正され、博物館の登録要件、登録審査手続等が見直されたこと、及び同改正を受けて博物館法施行規則の一部を改正する省令が公布（令和5年文部科学省令第2号）され、都道府県が博物館の登録を行うに当たって参酌すべき基準が策定されたことに伴い、博物館法施行細則（昭和27年宮城県教育委員会規則第6号）を改正するもの

2 改正内容

- (1) 第1条関係
細則の趣旨について定める。
- (2) 第2条関係
参酌すべき基準を踏まえて、博物館の登録の審査を行うために必要な書類等、申請の手續に必要な事項を定める。
- (3) 第3条関係
登録の審査等を行うために必要なときは、職員に調査をさせることができることを定める。
- (4) 第4条～第7条
登録原簿、変更届、廃止届等の様式を定める。
- (5) 第8条関係
参酌すべき基準を踏まえて、博物館に相当する施設の指定の審査を行うために必要な書類について定める。
- (6) 第9条関係
指定施設の指定取消しを行うために必要なときは、学識経験者の意見を聴き、又は職員に調査させることができることを定める。

3 施行期日

令和5年4月1日

参考1 博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）による改正の趣旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備するもの。

参考2 参酌すべき基準

- 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る参酌基準として、基本的な運営方針の作成・公表や、博物館資料及びその情報の適切な管理・活用等の体制。
- 学芸員その他の職員の配置等に係る参酌基準として、基本的な運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長や、保有する博物館資料に関する専門性を有した学芸員を置いていること等。
- 施設及び設備に係る参酌基準として、資料の収集・展示等を適切に行うことができる施設・設備のほか、資料の防災・防犯体制、障害者等への配慮。

博物館法施行細則

博物館法施行細則（昭和二十七年宮城県教育委員会規則第六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）の施行に
関し、博物館法施行令（昭和二十七年政令第四十七号）及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省
令第二十四号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第二条 法第十一条の登録を受けようとする者は、あらかじめ教育委員会が定める日までに、登録申
請書（様式第一号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 法第十二条第二項の規定により前項の登録申請書に添付すべき当該博物館に係る同条第二項第二
号の書類は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 地方公共団体 博物館の設置条例の写し

二 地方独立行政法人 当該地方独立行政法人の登記事項証明書

三 地方公共団体及び地方独立法人以外の法人 次に掲げる書類

イ 当該法人の登記事項証明書

ロ 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支
計画書等

ハ 当該法人において、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続又は会社
更生法（平成十四年法律第五十四号）による更生手続を受けていないことを宣誓する書類

ニ 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類

ホ 当該法人において、自ら反社会的勢力に該当しないこと、反社会的勢力との関係がないこと
等を宣誓する書類

3 法第十二条第二項の規定により第一項の登録申請書に添付すべき当該博物館に係る同条第二項第
二号及び第三号の書類は、前項各号に定める書類のほか、次に掲げる書類とする。

- 一 博物館の運営に関する基本的な方針及びその公表方法を記載した書類
- 二 博物館資料の収集及び管理の方針を記載した書類
- 三 博物館資料の目録
- 四 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- 五 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- 六 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類並びにその他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- 七 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類
- 八 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類
- 九 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- 十 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類
- 十一 博物館の事業に用いる建物又は土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類
- 十二 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- 十三 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類
- 十四 その他教育委員会が必要と認める書類

(実地調査)

第三条 教育委員会は、法第十一条の登録、法第十八条第一項の勧告若しくは同条第二項の命令又は法第十九条第一項の登録の取消しを行うために必要な限度において、その職員をして、必要な調査をさせることができる。

(博物館登録原簿)

第四条 法第十四条第一項の博物館登録原簿は、様式第二号による。

(変更届)

第五条 法第十五条第一項の規定による届出は、様式第三号によるものとし、当該変更の事実を証す

る書類を添付してするものとする。

(定期報告)

第六条 法第十六条の規定による報告は、様式第四号により、当該博物館の事業年度終了後三月以内に行うものとする。

(廃止届)

第七条 法第二十条第一項の規定による届出は、様式第五号によるものとする。

(指定申請書の添付書類)

第八条 法第三十一条第一項の指定に係る指定申請書に添付すべき当該施設に係る省令第二十三条第二項第二号の書類は、次に掲げる書類とする。

一 施設の運営に関する基本的な方針及びその公表方法を記載した書類

二 資料の収集及び管理の方針を記載した書類

三 資料の目録

四 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類

五 施設の事業に関する収支計画を示す書類

六 施設長及び学芸員に相当する職員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類並びにその他の職員の名簿及び職務分担を示す書類

七 組織図等の施設運営を行う組織の態様を示す書類

八 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類

九 施設の事業に用いる建物及び土地の図面

十 施設の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類

十一 施設の事業に用いる建物又は土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類

十二 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類

十三 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

十四 その他教育委員会が必要と認める書類

(意見聴取等)

第九条 教育委員会は、法第三十一条第二項の指定の取消しを行うときは、あらかじめ、博物館又は指定施設に関し学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

2 教育委員会は、法第三十一条第二項の指定の取消しを行うために必要な限度において、その職員をして、必要な調査をさせることができる。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

登録申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

博物館の設置者

名称

住所

博物館法第 11 条の規定による登録を受けたいので、同法第 12 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
- 2 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地

様式第2号（第4条関係）

博物館登録原簿

事 項	登 録		登 録 変 更		登 録 変 更	
	年月日	年 月 日	年月日	年 月 日	年月日	年 月 日
	記号番号	第 号				
設置者の名称 及び住所						
博物館の 名 称						
博物館の 所 在 地						
備 考						

様式第3号（第5条関係）

登録内容変更届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

博物館の設置者

名称

住所

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 博物館の概要

- (1) 登録年月日
- (2) 登録番号
- (3) 博物館の名称及び所在地
名称
所在地

2 変更事項

備考

変更の事実を証する書類を添付すること。

様式第4号（第6条関係）

定期報告書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

博物館の設置者
名称
氏名

博物館法第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 博物館の概要

- (1) 登録年月日
- (2) 登録番号
- (3) 博物館の名称及び所在地

2 運営状況

- (1) 当該年度における事業計画
- (2) 当該年度における予算
- (3) 当該年度の開館日数及び来館者数

備考

本定期報告書は、事業年度終了後3か月以内に提出すること。

様式第5号（第7条関係）

博物館廃止届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

博物館の設置者
名称
住所

博物館法第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 博物館の概要

- (1) 登録年月日
- (2) 登録番号
- (3) 博物館の名称及び所在地
名称
所在地

2 廃止事項

- (1) 廃止年月日
- (2) 廃止の理由
- (3) 廃止後の処置

改正案（新）	現行（旧）	備考
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）の施行に関し、博物館法施行令（昭和二十七年政令第四十七号）及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第二条 法第十一条の</p> <p>登録を 受けようとする者は、あらかじめ教育委員会が定める日までに、</p> <p>登録申請書（様式第一号）を 教育委員会 に提出しなければならない。</p> <p>2 法第十二条第二項の規定により前項の登録申請書に添付すべき当該博物館に係る同条第二項第二号の書類は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 地方公共団体 博物館の設置条例の写し</p> <p>二 地方独立行政法人 当該地方独立行政法人の登記事項証明書</p>	<p>（新設）</p> <p>第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十条の規定による登録を受けようとするものは、地方公共団体の設置するものにあつては別記第一号様式、一般社団法人、一般財団法人若しくは宗教法人の設置するものにあつては別記第二号様式による登録申請書を宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>・趣旨規定の新設</p> <p>・登録申請手続の整備</p>

- 三 地方公共団体及び地方独立法人以外の法人に掲げる書類
- イ 当該法人の登記事項証明書
- ロ 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等
- ハ 当該法人において、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）による更生手続を受けていないことを宣誓する書類
- ニ 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類
- ホ 当該法人において、自ら反社会的勢力に該当しないこと、反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類
- 法第十二条第二項の規定により第一項の登録申請書に添付すべき当該博物館に係る同条第二項第二号及び第三号の書類は、前項各号に定める書類のほか、次に掲げる書類とする。
- 一 博物館の運営に関する基本的な方針及びその公表方法を記載した書類
- 二 博物館資料の収集及び管理の方針を記載した書類
- 三 博物館資料の目録
- 四 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- 五 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- 六 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類

す書類並びにその他の職員の名簿及び職務分担を示す書類

七 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類

八 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類

九 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面

十 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類

十一 博物館の事業に用いる建物又は土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類

十二 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類

十三 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

十四 その他教育委員会が必要と認める書類

(実地調査)

第三条 教育委員会は、法第十一条の登録、法第十八条第一項の勧告若しくは同条第二項の命令又は法第十九条第一項の登録の取消しを行うために必要な限度において、その職員をして、必要な調査をさせることができる。

(博物館登録原簿)

第四条 法第十四条第一項の博物館登録原簿は、様式第二号による。

第二条 教育委員会は、法第十二条に規定する登録要件の審査に当り、実地調査及び学識経験者の意見を徴する等、審査の適正を期さなければならない。

第三条 教育委員会は、登録を許可したときは遅滞なく別記第三号様式による博物館登録原簿に記載し申請者にその旨通知しなければならない。

・要件審査における学識経験者の意見聴取が法定されたため削除。
実地調査は必要に応じて継続（新第三条）

・登録許可時における原簿記載が法定されたため削除し、様式のみを規定（新第四条）

(変更届)

第五条 法第十五条第一項の規定による届出は、様式第三号によるものとし、当該変更の事実を証する書類を添付してするものとする。

(定期報告)

第六条 法第十六条の規定による報告は、様式第四号により、当該博物館の事業年度終了後三月以内に行うものとする。

(廃止届)

第七条 法第二十条第一項の規定による届出は、様式第五号によるものとする。

(削る)

(登録事項の変更)

第四条 登録申請書の記載事項について変更があつたときは、直ちに、別記第四号様式により届け出なければならぬ。但し、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年九月末日及び三月末日までに届けるものとする。

(新設)

(廃止)

第五条 博物館を廃止したときは、その事由の生じた日から二十日以内に別記第五号様式により教育委員会に届け出なければならない。

第六条 教育委員会は左に掲げる事項について、その都度公示しなければならない。

- 一 法第十条の規定による登録をしたとき。
- 二 法第十三条第二項の規定による変更登録をしたとき。
- 三 法第十四条第二項の規定による登録の取消をしたとき。
- 四 法第十五条第二項の規定による登録をまつ消したとき。

2 前項の公示は、宮城県教育委員会公告式規則（昭

・登録内容に変更が生じた場合の届出義務は法定されているため削除し、様式のみを規定（新第五条）

・定期報告義務の新設に伴う様式の新設（新第六条）

・博物館廃止に伴う届出期日は法定されているため削除し、様式のみを規定（新第七条）

・登録並びに登録の変更、取消し及び抹消の公表方法が法定され、インターネット利用による公表ができることとなったため削除

(指定申請書の添付書類)

第八条 法第三十一条第一項の指定に係る指定申請書に添付すべき当該施設に係る省令第二十三条第二項第二号の書類は、次に掲げる書類とする。

一 施設の運営に関する基本的な方針及びその公表方法を記載した書類

二 資料の収集及び管理の方針を記載した書類

三 資料の目録

四 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類

五 施設の事業に関する収支計画を示す書類

六 施設長及び学芸員に相当する職員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類並びにその他の職員の名簿及び職務分担を示す書類

七 組織図等の施設運営を行う組織の態様を示す書類

八 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類

九 施設の事業に用いる建物及び土地の図面

十 施設の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類

十一 施設の事業に用いる建物又は土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類

十二 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類

和二十六年宮城県教育委員会規則第七号)の例による。

(新設)

・博物館相当施設指定申請手続の整備

十三 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

十四 その他教育委員会が必要と認める書類

(意見聴取等)

第九条 教育委員会は、法第三十一条第二項の指定の取消しを行うときは、あらかじめ、博物館又は指定施設に関し学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

2 教育委員会は、法第三十一条第二項の指定の取消しを行うために必要な限度において、その職員をして、必要な調査をさせることができる。

(新設)

・博物館指定施設の指
定取消手続の整備

様式第一号

様式第一号（第2条関係）

登録申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

博物館の設置者
名称
住所

博物館法第11条の規定による登録を受けたいので、同法第12条第1項の規定により下記のとおり申請します。

- 記
- 1 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
 - 2 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地

第一号様式

（別記）第一号様式

博物館登録申請書

事項	記	章	欄
設置者の名称			
博物館の名称			
博物館の所在地			

博物館法第十一條の規定により左記書類を添附し、右の通り登録を申請します。

年月日

〇〇市町村長 氏 名 印

宮城県教育委員会 殿

- 記
- 一 設置条例の写
 - 二 館則の写
 - 三 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
 - 四 当該年度における事業計画書及び予算の議決に関する書類
 - 五 博物館資料の日録並びに館長の氏名及び学芸員の種別とこの氏名を記載した書面
- 博物館資料日録は、凡そ次の様式によること。

（様式）

博物館資料日録

資料の種別	資料の種類及び数量
自然科学に関する資料	
人文科学に関する資料	

（注）詳細な資料目録の内訳は、別に添附することが望ましい。

・博物館登録申請書の統一及び整理

(削る) (様式第一号に統一)

第二号様式

第二号様式

博物館登録申請書

事項	記載欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

博物館法第十一条の規定により左記書類を添付し、右の通り登録を申請します。

年 月 日

〇〇市町村長 氏 名印

宮城県教育委員会 殿

- 一 法人の定款若しくは附則若しくは章程又は宗教法人の規則の写
- 二 館則の写
- 三 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- 四 当該年度における事業計画書及び収支の見積に關する書類
- 五 博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

備考 博物館資料目録の様式は、第一号様式に示すところによる。

・博物館登録申請書の統一及び整理

様式第二号

様式第二号(第4条関係)

博物館登録原簿

事項	登録		変更		登録		変更	
	年月日 記号時	年月日 第号	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
設置者の名称 及び住所								
博物館の 名称								
博物館の 所在地								
備考								

第三号様式

第三号様式

博物館登録原簿

事項	登録		変更		登録		変更	
	年月日 記号番号	年月日 第号	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
設置者の名称 及び住所								
名称								
所在地								
備考								

・様式の整理

様式第三号

様式第三号（第五号関係）

登録内容変更届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

博物館の設置者
名称
住所

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 博物館の概要

- (1) 登録年月日
- (2) 登録番号
- (3) 博物館の名称及び所在地
名称
所在地

2 変更事項

備考

変更の事実を証する書類を添付すること。

第四号様式

第四号様式

博物館登録申請書変更届

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

博物館法第十三条第一項の規定により右の通り届出します。

年 月 日

設置者 氏 名 印

宮城県教育委員会 殿

・様式の整理

様式第四号

様式第4号 (第6条関係)

定期報告書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

博物館の設置者
名称
氏名

博物館法第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 博物館の概要
 - (1) 登録年月日
 - (2) 登録番号
 - (3) 博物館の名称及び所在地
 - 2 運営状況
 - (1) 当該年度における事業計画
 - (2) 当該年度における予算
 - (3) 当該年度の開館日数及び来館者数
- 備考
本定期報告書は、事業年度終了後3か月以内に提出すること。

(新設)

・定期報告義務新設
に伴う様式の新設

様式第五号

様式第五号（第7条関係）

博物館廃止届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

博物館の設置者
名称
住所

博物館法第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 博物館の概要
 - (1) 登録年月日
 - (2) 登録番号
 - (3) 博物館の名称及び所在地
名称
所在地
- 2 廃止事項
 - (1) 廃止年月日
 - (2) 廃止の理由
 - (3) 廃止後の処置

第五号様式

第五号様式

博物館廃止届

事項	記載欄
設置の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

博物館法第十三条第一項の規定により右の通り届出します。

年月日

設置者 氏 名

宮城県教育委員会 殿

・様式の整理

第14号議案

宮城県美術館管理規則の一部改正について

宮城県美術館管理規則（昭和56年宮城県教育委員会規則第13号）を別紙のとおり一部を改正する。

令和5年3月16日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

宮城県美術館管理規則の一部改正の概要

1 改正理由

博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の施行により、博物館が行う事業が追加されることに伴い、規定を追加するもの

2 改正内容

宮城県美術館管理規則第2条で規定している美術館が行う事業について、「美術作品及び美術に関する資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」及び「美術館の事業に従事する人材の養成及び研修をすること」を追加する。

3 施行期日

令和5年4月1日

宮城県美術館管理規則の一部を改正する規則

宮城県美術館管理規則（昭和五十六年宮城県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 美術館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

第二条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 美術作品及び美術に関する資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

改正案（新）	現行（旧）	備考
<p>第一条（略）</p> <p>（事業）</p> <p>第二条 美術館は、その目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>一 主として近代以降の美術作品及び美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>二 美術作品及び美術に関する資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。</p> <p>三 美術に関する調査研究を行うこと。</p> <p>四 創作活動の指導助言及び美術の普及を行うこと。</p> <p>五 美術に関する展覧会、講演会、映画会等を主催し、及びその開催を援助すること。</p> <p>六 美術に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。</p> <p>七 他の博物館、美術館等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、美術作品及び美術に関する資料の相互貸借等を行うこと。</p> <p>八 美術館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。</p> <p>九 県民ギャラリーを創作作品等の展示の場として利用に供すること。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（事業）</p> <p>第二条 美術館は、その目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>一 主として近代以降の美術作品及び美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>二 美術に関する調査研究を行うこと。</p> <p>三 創作活動の指導助言及び美術の普及を行うこと。</p> <p>四 美術に関する展覧会、講演会、映画会等を主催し、及びその開催を援助すること。</p> <p>五 美術に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。</p> <p>六 他の博物館、美術館等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、美術作品及び美術に関する資料の相互貸借等を行うこと。</p> <p>七 県民ギャラリーを創作作品等の展示の場として利用に供すること。</p>	<p>・事業の追加</p>

十| 前各号に掲げるもののほか、美術館の設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第三条から第十三条まで (略)
様式第一項から様式第九号まで (略)

八| 前各号に掲げるもののほか、美術館の設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第三条から第十三条まで (略)
様式第一項から様式第九号まで (略)

第16号議案

東北歴史博物館管理規則の一部改正について

東北歴史博物館管理規則（平成11年宮城県教育委員会規則第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月16日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

東北歴史博物館管理規則の一部改正の概要

1 改正理由

博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の施行に伴い、博物館が行う事業が追加されたため、当該規定を追加するほか、所要の改正を行うもの

2 改正内容

東北歴史博物館管理規則第2条で規定している博物館が行う事業について、「博物館資料に係る電磁的記録の作成・公開」及び「博物館の事業に従事する人材の養成及び研修」を追加するとともに、各事業の順序を、博物館法に合わせて整理する。

3 施行期日

令和5年4月1日

東北歴史博物館管理規則の一部を改正する規則

東北歴史博物館管理規則（平成十一年宮城県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「保管し、」の下に「並びに」を加え、同条第二号中「関する専門的、技術的な調査研究を行う」を「係る電磁的記録を作成し、公開する」に改め、同条第三号中「に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催する」を「の利用に關し必要な説明、助言、指導等を行う」に改め、同条第四号中「の利用に關し必要な説明、助言、指導等」を「に関する専門的、技術的な調査研究」に改め、同条第五号中「頒布する」を「頒布する」に改め、同条中第八号を第十号とし、同条第七号中「相互貸借」を「相互貸借等」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

第二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

改正案（新）	現行（旧）	備考
<p>第一条（略）</p> <p>（事業）</p> <p>第二条 博物館は、その目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>一 主として歴史、考古、民俗、美術工芸、建造物等に関する資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、並びに展示及び閲覧に供すること。</p> <p>二 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。</p> <p>三 博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。</p> <p>四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。</p> <p>五 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。</p> <p>六 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。</p> <p>七 野外施設等を利用する体験的学習等を行うこと。</p> <p>八 他の博物館等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（事業）</p> <p>第二条 博物館は、その目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>一 主として歴史、考古、民俗、美術工芸、建造物等に関する資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示及び閲覧に供すること。</p> <p>二 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。</p> <p>三 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。</p> <p>四 博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。</p> <p>五 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。</p> <p>六 野外施設等を利用する体験的学習等を行うこと。</p> <p>七 他の博物館等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借を行うこと。</p>	<p>・ 文言の整理</p> <p>・ 事業の追加及び順序の整理</p> <p>・ 順序の整理</p> <p>・ 文言の整理</p> <p>・ 事業の追加に伴う号ずれ及び文言の整理</p>

<p>九 博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、博物館の設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。</p> <p>第三条から第十四条まで (略)</p> <p>様式第一号から様式第十一号まで (略)</p>	<p>こと。</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、博物館の設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。</p> <p>第三条から第十四条まで (略)</p> <p>様式第一号から様式第十一号まで (略)</p>	<p>理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の追加 ・ 事業の追加に伴う号ずれ
--	--	---

第20号議案

宮城県指定文化財の指定について

別紙文化財について、文化財保護条例(昭和50年12月25日条例第49号)第3条第1項の規定により、宮城県指定文化財に指定する。

令和5年3月16日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

(別紙)

有形文化財（建造物）の指定

名 称	員数	文化財の所在地	所有者
旧歩兵第四連隊兵舎	1 棟	仙台市宮城野区五輪 1 丁目	仙台市

文 審 第 17 号

令和 5年 2月 3日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県文化財保護審議会

会 長 永 広 昌 之



県指定文化財の指定について（答申）

令和5年2月2日付け文第2836号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりです。



答 申 書

県指定文化財の指定について

旧歩兵第四連隊兵舎 1棟

桁行 52.3 メートル，梁間 11.0 メートル，木造総二階建，寄棟造棧瓦葺，
出入口ポーチ 4 か所付

旧歩兵第四連隊兵舎は，明治初期から現在の仙台市宮城野区の榴岡公園内において歩兵第四連隊の兵舎として使用された建物の一つである。昭和 54 年に仙台市政 88 年を記念して行われた公園拡張に併せて現在地に曳家をして復元され，現在は仙台市歴史民俗資料館として活用されている。

建築年代は，この地に兵営が設置された明治 7 年もしくは兵舎増設時の明治 9 年と推察される。規模及び構造は桁行 52.3 メートル，梁間 11.0 メートルの木造総二階建てで，屋根は寄棟造棧瓦葺である。桁行面には 4 か所の出入口ポーチが取り付く。また，漆喰塗の外壁と建物四隅のコーナーストーンによる装飾，上下窓，円柱ポーチなどの洋風要素と，棧瓦や鬼瓦による瓦葺屋根，階段の繰型などの伝統建築の要素を併せ持っており，総じて明治前期の擬洋風建築の特徴がよく表れていると評価できる。

本建物は，県内に現存する擬洋風建築の最古の遺例で，規模も最大であるほか，全国的にみても兵舎の現存例は少なく大変貴重である。また，仙台市による詳細な調査を踏まえて復元整備され，その後の改修も必要最小限の工事にとどまっており，文化財的価値を損なわず，積極的に活用が図られている好事例である。

以上のことから，旧歩兵第四連隊兵舎は本県にとって貴重であり，宮城県指定有形文化財（建造物）に指定することが適当である。



全景（南西よりみる）



出入口ポーチ詳細（歴史民俗資料館メインエントランス）